

2016年度 連合の政策・制度実現

地方のてびき

2015年4月

日本労働組合総連合会

「2016年度 連合の政策・制度実現 地方のてびき」について

1. 「てびき」は、「2016～2017年度 政策・制度 要求と提言」をもとに、地方連合会が各自治体要請等を行う際の参考として作成したものである。
2. 「てびき」は、その実用性を高めることを目的に、地方における政策課題・要求項目に加えて、当該政策課題・要求項目を実現するための地方連合会による取り組み内容（＝「地方連合会における具体的な取り組み」）を記載している。
3. なお、「2016～2017年度 政策・制度 要求と提言」では、地方分権・地域活性化に資する政策課題・要求項目を「地方分権・地域活性化に関わる政策」として取りまとめていることから、併せて参照されたい。
4. 各地方連合会は、この「てびき」を参考にする一方で、地域ごとの事情を十分に踏まえ、独自の政策要求を策定することとする。

以上

「2016年度 連合の政策制度実現 地方のてびき」 項目

<東日本大震災 復興・再生関連>

1. 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進 4

<経済政策>

2. 地方税財政の確立 6
3. 地域の多様な主体との連携強化による産業政策と雇用創出の一体的推進 7
4. 地域の関係者の創意工夫を活かした地域雇用対策の推進 9

<雇用労働政策>

5. 都道府県労働局、地方自治体における労働行政の強化 12
6. 求職者・利用者の利便性向上に向けた就労支援・生活支援の一体的実施の推進 16
7. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実 18
8. 将来の日本社会を支える若年者に対する実効的な雇用対策の実現 20

<中小企業政策>

9. 適正な水準への最低賃金の早期引き上げ 21
10. 公契約基本法公契約条例の制定による公契約の適正化 22

<福祉社会保障政策>

11. 生活困窮者自立支援体制の確立と生活保護の運営体制の改善充実 33
12. 切れ目のない医療サービスを提供する体制の確立 36
13. 利用者の状態像に応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善・専門性の向上
..... 40
14. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み 42
15. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもの豊かな育ちの環境の確立 44
16. 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用 50

<国土住宅政策、交通運輸政策>

17. 安全・安心の住まいとまちづくりの推進 55

<教育政策>

18. 教育の機会均等と「貧困の連鎖」防止、労働教育・社会教育の推進 55

＜環境政策＞

19. 環境保護と経済発展の両立	58
------------------	----

＜食料・農林水産政策＞

20. 食料自給力の向上と食育の推進	59
21. 農林水産業の成長産業化と地域の活性化の推進	59
22. 林業の持続可能な産業基盤の確立と森林整備・保全対策の積極的な推進	60

＜消費者政策＞

23. 消費者の視点に立った消費者政策の推進	60
------------------------	----

＜防災・減災に関する政策＞

24. 自主防災組織と消防団・水防団の体制の強化	63
--------------------------	----

＜男女平等政策＞

25. 雇用における男女平等の推進	64
26. 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し	65
27. ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現	66
28. リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康権利）の確立	67

＜政治改革＞

29. 地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備	68
--------------------------	----

＜公務員制度改革＞

30. 公正・公平な公務労働の実現	69
-------------------	----

＜「地方のてびき」地方創生版＞	70
-----------------	----

<東日本大震災 復興・再生関連>

1. 東日本大震災からの復興・再生の着実な実施

<被災自治体の取り組み>

- (1) 地方自治体における復興関連事業の実施体制を整備するとともに、事業推進にあたっては、一般行政が停滞しないよう十分留意しつつ、事業全般の見直しを行うなど、可能な限り人員と財源を集中する。

<関連情報>

- 岩手県被災市町村行政機能支援事業

被災地市町村の行政機能回復並びに市街地復興および漁港等の災害復興事業の為の中長期的な職員派遣を実施している。

- (2) 地方自治体は、一日も早い復興・再生のため、市民や企業・協同組合・NPO・行政等の協働による取り組みを進める。また、その進行状況や成果を確認するための組織を市民参加のもとに設置し、関連情報を積極的に発信するとともに、市民による復興に向けた地区・地域ごとの復興推進組織の設置を推進する。
- (3) 地方自治体は、復興計画の推進にあたっては、地域を担う産業の再生あるいは新規産業の立ち上げなど、地方自治体及び労使を含む地域住民の意見を十分に反映する。また、従来の産官学の連携に加え、地域金融機関、地域の労働組合が参加する「産官学金労」が一体となって、地域雇用の創出、新事業展開、技術開発等の地域産業活性化策を検討する場を設ける。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 復興特別区域法において規定されている「地域協議会」の設置を復興局に働きかけるとともに、同会議への積極的参画・活用に取り組む。なお、産官学金労の参加を得て一体となって雇用創出や地域産業活性化に取り組むことが目的であり、まち・ひと・しごと創生における推進組織等、類似の会議体が既にある場合にはそれを活用する、あるいは既存会議体の構成員を追加するなどの対応により同様の効果を得ることも考えられる。

(担当局：経済政策局)

- (4) 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された食品について、消費者に対する、基準値ならびに検査体制に関する理解促進や、出荷された食品は安全であることの情報提供などを通じ、風評被害の回避ならびに消費拡大をはかる。

<関連情報>

- 食品中の放射性物質への対応については、厚生労働省が以下のポータルサイトで情報を一元的に提供している。→ http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

- (5) 被災者の居住の安定を確保するため、地域の実情に応じて、仮設住宅の集約化や、

仮設住宅から災害公営住宅への移転を進める。

<関連情報>

- 釜石市は、社会福祉協議会と連携して、仮設住宅間の引越し作業の支援を無料で行っている。

- (6) 被災3県において、「保護者のメンタルヘルスが子どもに影響している」（国立成育医療研究センター）ことから、保護者と子どもを包括的に支援するため、養護教諭の複数配置やスクールカウンセラーの常勤配置を進める。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 都道府県教育委員会に対し、被災した子どもや避難している子どもの就学支援、養護教諭の複数配置やスクールカウンセラーの常勤配置など、相談体制の充実を求める。

(担当局：社会政策局)

《県労働局の取り組み》

- (1) 都道府県労働局は、復興事業において必要とされる資格・技術（建設機械・大型自動車運転免許など）を習得するための公的職業訓練・求職者支援訓練の周知を徹底するとともに、医療や介護など、地域の雇用創出の核となる事業に関連した訓練メニューを強化する。
- (2) 都道府県労働局やハローワークは、雇用のミスマッチ解消に向け、就職支援体制を強化する。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 都道府県の労使や教育訓練機関、労働局などで構成される「地域訓練協議会」に積極的に参画するとともに、国が策定する「全国職業訓練実施計画」の内容を踏まえつつ、各地域のニーズや実情に応じて、公的職業訓練メニューの強化を求める。

- (3) 都道府県労働局は、復興事業における高所からの墜落防止、重機災害の防止等の労働安全衛生管理や、未熟練労働者に対する労働安全衛生教育を徹底するとともに、復興事業に従事する労働者へのメンタルヘルス対策を充実させる。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 「都道府県労働局安全衛生労使専門家会議」の開催を継続的に働きかけ、これに積極的に参画するとともに、現場に対する安全衛生パトロールの実施や集団指導への参画など、会議内容の充実を求める。

(担当局：雇用対策局)

<経済政策>

2. 地方税財政の確立

- (1) 都道府県・市町村は、2016年1月のマイナンバー利用開始を見据え、地方自治体の税務行政体制の整備や担当職員の養成、個人情報保護条例の整備等をはかる。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、各自治体が条例により定めるマイナンバーの利用および個人情報保護策が、住民のニーズを的確に反映したものとなるよう要請を行うとともに、住民の理解促進に向けた取り組みを推進する。
- 地方税電子申告サービス（eLTAX）の一層の普及をはかる。

- (2) 都道府県・市町村は、税制改正の内容について、住民や企業への周知・広報活動を行う。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 2015年度税制改正について組織内組合員等に対する周知・理解に努める。
- 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現に向けて、組織内組合員に対して以下の政策を重点的に周知し理解拡大に努めるとともに、連合本部と一体となって世論喚起の一翼を担い、その実現に取り組む。
 - ・ 国民生活の底上げ・格差是正に資する、所得税、相続税・贈与税の累進性の強化、金融所得課税の強化、所得税の人的控除の見直し。
 - ・ 消費税の逆進性対策（低所得者対策）について、消費税の単一税率の維持を前提とした、真に必要な世帯にのみ消費税負担分を払い戻す給付措置（給付付き税額控除）の導入。高所得者優遇の軽減税率制度の導入には反対。
 - ・ 地方の家計負担の軽減に資する自動車関係諸税の軽減・簡素化と地方における必要な税財源確保。

- (3) 都道府県・市町村は、地方の歳出について、住民ニーズに沿ったものとするよう、地域ごとに政策・行政評価、情報公開を行い、必要性の乏しいサービス・事業の整理、効率的な執行に努めるとともに、中長期の財政計画を策定する。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、当該都道府県等の予算・決算について検証し、必要な対応をはかる。

- (4) 地方自治体は、財政情報や財政運営情報を開示し、議会審議や監査の充実、オンブズマンによるチェック等、地方自治体財政の健全性確保に向けた仕組みを構築する。

(担当局：経済政策局)

3. 地域の多様な主体との連携強化による産業政策と雇用創出の一体的推進

(1) 地方自治体は、地域の産業振興と雇用・労働条件の維持・安定等、地域活性化策について、地方経済産業局や中小企業再生支援協議会と地域の労働組合代表が意見・情報交換を行う場を設ける。また、従来の産官学の連携に加え、地域金融機関、地域の労働組合が参加する「産官学金労」が一体となって、地域雇用の創出、新事業展開、技術開発等の地域産業活性化策を検討する場を設ける。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- まち・ひと・しごと創生における推進組織等、産官学金労の参加を得て一体となって雇用創出や地域産業活性化に取り組む目的で設置された会議体がある場合には、積極的に参画し意見反映に努める。

<地域における取り組み事例>

地方連合会における取り組み例

- 連合山形・米沢地域協議会では、具体的な「生活者視点のまちづくり」活動として、米沢ビジネスネットワークオフィス（略称：米沢 BNO：「産・官・学・金・労・医」が連携し、地域課題へ解決や地域づくりを目指す活動組織）などと連携しつつ、解決策を実行し、地域や産業の活性化に向けた取り組みを行っている。

<関連情報>

- 「地域経済循環創造事業交付金」については、第1次（2012年度補正予算）～第5次（2014年度予算）までに、197事業、66.8億円の交付が決定している。

(2) 地方自治体は、地域の課題解決に向けた新しい協働体制の創造を目指しながら、公共サービス等の充実をはかる。行政や民間企業、協同組合、NPO等が連携・協力して地域の課題の解決にあたる協働事業を支援・推進する。

<地域における取り組み事例>

- 千葉県千葉市では、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営を、将来に渡って継続できる地域の体制づくりを進めるため、地域運営委員会の設立を促進している。
- 茨城県では、「大好き いばらき 県民会議」を設置し、地域をよくするため、団体や企業、行政そして個人が一体となって運動を進めている。また、各地域では県民運動地域推進員（ネットワークャー）が活動を行うなど、地域コミュニティの再生・活性化を県民運動の根幹に据えて、地域における様々な活動を支援している。
- パーソナルサポートサービスを労働者福祉協議会に委託し、NPOなどと連携した事業を進めている。（新潟県、長野県、山口県、徳島県、沖縄県など）
- 埼玉県では、金融機関、行政、専門家等により構成される「共助社会づくりのための活動資金調達支援ネットワーク」を立ち上げ、地域の様々な主体が取り組む共助モデル事例、

新たな資金循環の先進事例、社会的投資の評価などの情報を共有し、具体的な取り組みを生み出していく場としている。また、県と金融機関が「共助社会づくりのための協力に関する協定」を締結しており、県民、NPO、企業が取り組む共助の活動を推進することで、地域の課題解決、活性化に協力して取り組んでいる。

- (3) 地方自治体は、地域にある資源の見直しや産業の掘り起こしを行い、中核となる地場産業等の企業群を定め、地域の多様な主体との連携を図り、関連企業・大学の誘致・育成を進める。また、地方自治体が企業を支援する際は、対象企業が継続的に雇用環境の改善や地域社会に貢献することを条件に加える。
- (4) 地方自治体は、総合特区制度について地域の総合特区計画の策定段階において、地域協議会での議論、合意形成プロセスのなかに労働組合の参画を進めるとともに、地域内での情報提供、意見聴取を十分に行う。
- (5) 地方自治体は、「まちづくり会社」の設立を推進するなど、地域活性化に資するまちづくりを担うリーダーを市民の中から登用する仕組みづくりを進めるとともに、その仕組みを通じて、地域リーダーを効果的に育成する。
- (6) 地方自治体は、現場力を担う技術・技能人材の育成・継承の支援とともに、インターンシップを単位として認める制度を普及させるなど、地域企業と連携した高校・大学などにおける職業人としてのカリキュラム強化を行い、勤労観の確立につながるよう努めるとともに、若年労働者の就業意識の向上をはかる。
- (7) 地方自治体は、介護・福祉分野、農林水産業、環境・エネルギー、教育等、地域雇用の創出につながる分野を育成・活性化し、そのために必要な環境整備を行う。
- (8) 地方自治体は、農林水産業の活性化のため、多様な生産組織の育成を支援するとともに、他産業との連携や規模拡大などにより経営体質の強化をはかる。地方自治体は、農山漁村の有する資源を活用した地域ビジネスを展開する6次産業化を支援し、農林水産業の活性化と雇用の創出をはかる。
- (9) 地方自治体は、観光案内所の増設、交通機関等での多言語表記、ICTを活用した多言語情報の提供等ハード面の整備を進めるとともに、通訳案内士の養成等多言語人材の育成を推進するなど観光産業の活性化をはかる。
- (10) 地方自治体は、地域産業を支える中小企業の国際競争力強化や自立的成長を促すため、新興国等の海外市場へのアクセスを可能とする情報・ノウハウ提供、人材獲得・育成支援、資金調達支援なども含めた総合的な支援体制を構築する。
- (11) 地方自治体は、ベンチャー・ビジネスを支援するために、融資制度の拡充、地域プラットフォーム等創業支援体制の拡充、技術開発の促進策の強化等の支援を行う。

- (12) 地方自治体は、インキュベータ施設、賃貸工場、産学連携施設等、産業支援環境を整備する。インキュベータ施設においては、地域産業との連携や施設を拠点とした多様な人的ネットワークを生かしたビジネスマッチングを推進する。
- (13) 地方自治体は、NPO・コミュニティビジネス等の社会的企業に対する支援を拡充するとともに、とりわけ、コンサルティング能力、技術商社機能をもつNPOの設立を地域で支援する。
- (14) 地方自治体は、「事業育成」の視点に立った、地域金融機関の経営コンサルタント能力を高めることで、企業への融資姿勢を、物的担保主義・個人保証依存から、企業の将来性・発展性重視に変革するための政策に取り組み、顧客との長期安定的な金融取引機能を強化することで、中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支え、それらの「育成、再生」を強力に進める。

<地域における取り組み事例>

○ 京都府では、行政・労働者団体・使用者団体の代表者が一堂に会する「京都雇用創出活力会議」を年数回開催し、緊密な連携により地域の経済・雇用情勢に応じたきめ細やかな雇用対策を推進している。2011年11月にはオール京都体制により「京都ワーク・ライフ・バランスセンター」が設置され、中小企業の取り組み支援や府民の地域参加促進等により、仕事・生活・地域活動の調和を推進している。

2013年からは、地域の特色を活かした実効性ある対策の推進をネライに、京都雇用創出活力会議の地域版として、京都府内の5つの振興局エリアの雇用情勢や雇用創出対策を地域の行政・労働団体・使用者団体の代表者が話し合う「地域雇用創出活力会議」を年1回開催している。

- * 丹後地域雇用創出活力会議（連合京都北部地域協議会）
- * 中丹地域雇用創出活力会議（連合京都中部地域協議会）
- * 南丹地域雇用創出活力会議（連合京都中部地域協議会）
- * 乙訓地域雇用創出活力会議（連合京都乙訓地域協議会）
- * 山城地域雇用創出活力会議（連合京都南山城地域協議会）

（担当局：経済政策局、社会政策局）

4. 地域の関係者の創意工夫を活かした地域雇用対策の推進

- (1) 地方自治体は、地域雇用に関する雇用創造事業について、「実践型地域雇用創造事業」「戦略産業雇用創造プロジェクト」などの継続・拡充をはかり、雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取り組みなどを支援する。
- (2) 地方自治体および都道府県労働局は、事業やプロジェクトの運営に関する協議会等への労働者団体の参加を保障し、労働者の意見反映を行う。

- (3) 地方自治体および都道府県労働局は、国・地方自治体・地元経済界などで構成される地域雇用創造に関する会議や協議会などへの労働者団体の参加を確保し、地域の雇用創出、地域活性化策などについて総合的に検討する。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、地方自治体および都道府県労働局に対し、「実践型地域雇用創造事業」への応募状況について確認を行い、応募する場合には、地域の関係者で構成される協議会に労働者団体を参画メンバーとして加えるよう求めるとともに、協議会に参画し労働者の意見を反映させるよう努める。
- 該当地域の地方連合会は、都道府県および都道府県労働局に対し、「戦略産業雇用創造プロジェクト」への応募状況について確認を行い、応募する場合には、地域の関係者から構成される協議会に労働者団体を参画メンバーとして加えるよう求めるとともに、協議会に参画し労働者の意見を反映させるよう努める。
- 地方連合会は、地方自治体および都道府県労働局に対し、国・地方自治体・地元経済界などで構成される地域雇用創造に関する会議や協議会などの設置状況を確認するとともに、設置される場合には、労働者団体を参画メンバーとして加えるよう求めるとともに、協議会に参画し労働者の意見を反映させるよう努める。

<地域における取り組み事例>

- 滋賀県では、滋賀県、滋賀労働局、連合滋賀、滋賀経済産業協会の行労使4者による「雇用推進行労使会議チャレンジしが」を設置し、「雇用推進プラン」を策定している。
- 京都府では、行政・労働者団体・使用者団体の代表者が一堂に会する「京都雇用創出活力会議」を年数回開催し、緊密な連携により地域の経済・雇用情勢に応じたきめ細やかな雇用対策を推進している。2011年11月にはオール京都体制により「京都ワーク・ライフ・バランスセンター」が設置され、中小企業の取り組み支援や府民の地域参加促進等により、仕事・生活・地域活動の調和を推進している。
- 兵庫県では、兵庫県、兵庫労働局、連合兵庫、兵庫県経営者協会の4者協議に基づいて設置された「ひょうご仕事と生活センター」を核に、仕事と生活の調和の啓発事業と普及事業を推進している。

<関連情報>

(1) 実践型地域雇用創造事業

(厚労省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000048510.html>

(募集要項)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000072481.pdf>

1) 事業概要

- 地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、**市町村が設置した当該地域の経済団体等の関係者から構成される地域雇用創造協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、コンテスト方式により**「雇用創造効果が高いと認められるもの」や「波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が高く地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるもの」を選抜し、**当該協議会に対しその事業の実施を委託**する施策

2) 対象地域（抜粋）

- 次のいずれにも該当する地域が対象

①地域雇用開発促進法に規定する同意自発雇用創造地域であること

（略）

(ウ) 地域内の市町村、当該地域をその区域に含む都道府県、**当該地域の事業主団体その他の地域の関係者**が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出の方策について検討するための**協議会を設置**しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じ、又は講ずることとしていること。

②実践型地域雇用創造事業の実施を盛り込んだ地域再生法に規定する地域再生計画を策定し、同法の規定に基づく内閣総理大臣の認定(変更申請に係る認定を含む)を得ている又は得る予定としている地域であること。

3) 実施地域の募集

- 実施地域の募集を年2回実施予定

4) 実践型地域雇用創造事業の事業採択地域（2015年1月8日現在）

- 33道府県 89地域

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000070825.pdf>

(2) 戦略産業雇用創造プロジェクト（厚労省ホームページ）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_chiiki-koyou_koyousouzou.html

1) 事業概要

- **都道府県が提案した事業構想の中から**、産業政策と一体となり、雇用創造効果が高い取組を**コンテスト形式で選び**、年間10億円を上限に最大3年間、実施する費用の8割を**補助する施策**

2) 提案主体 (抜粋)

○ 提案主体

都道府県は、地域の関係者から構成される協議会を構成した上で、又は事業構想選定後、協議会の構成員になることが想定される地域の関係者と綿密に調整を図った上で事業を構想し、国が提示する所定の募集期間内に各都道府県労働局を経由して提案するものとします。

○ 協議会の構成

協議会の構成員は、事業構想を効果的に実施するための必要性に応じ、以下の者を含めるものとします (①は必須です)。

- ① 都道府県雇用担当部局、能力開発担当部局及び産業政策担当部局
- ② 対象地域内の市町村
- ③ 経済団体 (企業)
- ④ 教育・研究機関 (大学、訓練機関)
- ⑤ 金融機関
- ⑥ 国の機関 (労働局、経産局 (注))
- ⑦ その他の地域関係者 (労働者団体、有識者等)

3) 事業採択地域 (2015年4月14日現在)

○ 2013年度：北海道、岩手、三重、石川、京都、鳥取、山口、福岡、長崎、大分、宮崎

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/chiiki-koyou/2013_0723_01.html

○ 2014年度：青森、山梨、静岡、新潟、富山、高知、愛媛、熊本、鹿児島

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000040710.html>

○ 2015年度：山形、滋賀、兵庫

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000081677.html>

(担当局：雇用対策局)

<雇用・労働政策>

5. 都道府県労働局、地方自治体における労働行政の強化

- (1) 都道府県労働局は、労働基準が確実に履行されるように厚生労働省通達等の周知徹底と相談窓口の充実などをはかる。
- (2) 都道府県労働局は、時間外・休日・深夜労働の削減や不払い残業の撲滅に向け、労働基準監督官による法違反への適正・厳格な対応をはかる。とりわけ、長時間にわたる過重な労働が疲労蓄積をもたらす最大の要因であることに鑑み、「特別条項付き協定」については、労働者の健康を確保した適切な運用がはかられるよう指導を徹底する。また、若者の使い捨てが疑われるいわゆる「ブラック企業」の実態を的確に把握した上で、悪質な企業に対する指導・監督を徹底する。さらに、都道府

県労働局に設置された「働き方改革推進本部」の下、関係労使と連携して、年次有給休暇の取得を促進するなど、ワーク・ライフ・バランスを推進する。

- (3) 都道府県労働局は、2015年10月から労働者派遣法における「労働契約申込みみなし制度」が円滑に施行されるよう、その対象となる偽装請負・違法派遣について厚生労働省通達等を周知徹底するとともに、その一掃に向けた指導・監督を強化する。また、請負現場における労働関係法令（職業安定法、労働者派遣法、労働基準法、労働安全衛生法など）の遵守および社会・労働保険の加入を徹底する。
- (4) 都道府県労働局は、2015年6月から労働安全衛生法における「特別安全衛生改善計画制度」を施行するにあたり、重大な労働災害を繰り返す企業に対し、改善計画作成等の指示、勧告、企業名の公表等の対応を行う本制度を抑止力の1つとして運用し、同一企業での重大な労働災害再発を防止する。
- (5) 都道府県労働局（産業保健の地域窓口である地域産業保健センターを含む）は、2015年12月から労働安全衛生法における「ストレスチェック制度」が円滑に施行されるよう、事業者や労働者などへ周知・指導を徹底し、必要な支援策を実施する。労働者のプライバシー保護と不利益取り扱い防止に向け、指導・監督を強化するとともに、派遣労働者に対するストレスチェックが確実に実施されるよう、派遣元・派遣先に周知・指導を徹底する。
- (6) 都道府県労働局は、ハローワークにおける求人票の記載内容が実際の労働条件と異なっていると申出が多数寄せられている現状を踏まえ、求人申込書を受理する際には、記載内容が実際の労働条件と相違がないかを確認するとともに、労働政策審議会の建議で確認された「労働条件の的確な表示の徹底」に基づき、固定残業代および試用期間がある場合は求人票に記載するよう指導を徹底し、労働契約締結の際は労働条件を書面明示で確認するよう求職者および求人者に対する指導・啓発を行う。また、求人票の内容が実際の労働条件と異なっていると申出・相談があった場合は、相談等に適切に対応するとともに、速やかに事実関係を確認の上、企業に対する是正指導を徹底する。
- (7) 地方自治体は、労働相談への支援や労働教育講座の開催を積極的に行う。併せて、労政事務所を適正に整備し地域内の労働相談機能を充実するなど、地方における労働行政の充実・強化をはかる。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、都道府県労働局に対し、労働基準が確実に履行されるとともに、時間外・休日・深夜労働の削減や不払い残業の撲滅がはかられるよう、①厚生労働省通達等の周知徹底と相談窓口の充実、②労働基準監督官による法違反への適正・厳格な対応（いわゆる「ブラック企業」への対応を含む）、③「働き方改革推進本部」の下での年次有給休暇の取得促進、

- ④労働者派遣法における「労働契約申込みみなし制度」の円滑な施行に向けた対応、⑤ハローワークにおける労働条件の的確表示の徹底およびトラブルへの防止策も含めた対応強化など、地方における労働行政の充実・強化を求める。
- 地方連合会は、都道府県労働局に対し、改正労働安全衛生法が着実に施行されるよう、周知・指導・監督の強化を求める。
- 地方連合会は、求人票トラブルなどの労働相談等から浮き彫りになった課題について、都道府県労働局と情報交換を行い、労働行政の改善を求める。
- 地方連合会は、地方自治体に対し、地方における労働行政の充実・強化を求める。

<関連情報>

(1) 労働時間関連

- 所定外労働削減要綱
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/0110/h1024-3.html>
- 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/dl/h0324-2b.pdf>
- 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/070614-2.pdf>
- 賃金不払残業総合対策要綱
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/10/h1024-4c.html>
- 賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040324-3a.pdf>
- 労働基準法における管理監督者の範囲の適正化のために
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/dl/kanri.pdf>
- 「特別条項付き 36 協定」とは
臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、「特別条項付き 36 協定」を結ぶことにより、一定の要件のもとで「時間外労働の限度に関する基準」が定める限度時間を超える時間を延長時間とすることができる。詳しい内容については「時間外労働の限度に関する基準」を参照。
- 時間外労働の限度に関する基準
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040324-4.pdf>
- 厚生労働省は 2014 年 11 月に「過重労働解消キャンペーン」を実施した。これは、同年 9 月 30 日に厚生労働省内に設置された「長時間労働削減推進本部」（本部長：塩崎恭久 厚生労働大臣）の決定を踏まえ、実施されたもの。（なお、各都道府県労働局には、「働き方改革推進本部」が設置されている。）2015 年 1 月に平成 26 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表。重点監督を実施した事業場の約半数にあたる 2,304 事業場で違法な残業を摘発した。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072217.html>

平成26年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督結果(都道府県労働局別)

労働局	監督実施 事業場数	労働基準 関係法令 違反があ った事業 場数	主な違反事項			主な健康障害防止 に係る指導の状況	
			労働時間 (注1)	賞金不払 残業 (注2)	健康障害 防止対策 (注3)	過重労働に よる健康 障害防止の ための指導 (注4)	労働時間 適正把握 に係る 指導状況 (注5)
北海道	145	119	81	34	3	109	14
青森	58	51	28	6	2	41	13
岩手	64	61	32	21	0	26	26
宮城	89	79	41	19	3	40	22
秋田	74	63	31	5	0	38	11
山形	91	72	31	10	3	43	5
福島	64	57	36	12	3	37	19
茨城	104	82	53	11	2	64	15
栃木	57	50	38	8	1	29	16
群馬	106	83	36	16	0	47	21
埼玉	134	99	57	18	1	81	35
千葉	110	100	64	17	3	62	36
東京	383	322	204	97	4	216	102
神奈川	111	83	52	17	1	51	20
新潟	81	72	41	18	2	45	23
富山	51	41	28	9	2	29	14
石川	56	53	40	16	1	28	25
福井	52	45	23	8	3	32	7
山梨	47	44	31	6	1	23	1
長野	123	110	63	41	1	81	27
岐阜	53	48	39	11	3	38	6
静岡	168	144	85	35	12	100	34
愛知	328	270	180	38	3	226	48
三重	154	112	51	12	1	76	19
滋賀	47	37	23	7	1	27	4
京都	61	51	27	16	2	35	20
大阪	208	177	121	51	3	133	46
兵庫	239	194	124	43	1	102	56
奈良	19	19	18	3	0	11	4
和歌山	44	37	14	28	0	24	5
鳥取	36	28	17	6	0	14	7
島根	56	50	23	19	1	28	23
岡山	77	68	44	18	1	47	18
広島	164	135	71	26	2	96	43
山口	84	67	45	13	0	43	13
徳島	42	37	22	18	1	21	9
香川	41	38	25	16	0	27	16
愛媛	76	69	38	24	0	39	24
高知	32	21	8	6	0	14	8
福岡	141	104	65	26	0	89	28
佐賀	60	48	23	13	0	36	18
長崎	112	93	59	46	1	44	28
熊本	86	76	47	23	2	48	27
大分	72	61	34	23	2	27	18
宮崎	46	40	25	11	0	24	13
鹿児島	65	59	32	20	0	17	30
沖縄	50	42	34	14	0	27	18
全 国	4,561	3,811	2,304	955	72	2,535	1,035

(注1)労働基準法第32条(労働時間)違反の件数を計上している。

(注2)労働基準法第37条(割増賃金)違反のうち、賞金不払残業の件数を計上している。

(注3)労働安全衛生法第18条(衛生委員会)又は第66条の8(面接指導等)違反を計上している。

(注4)時間外・休日労働時間を1か月80時間以内とするための具体的な方策を検討し、その結果、購ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した件数を計上している。

(注5)「労働時間の適正な把握のために使用者が購すべき措置に関する基準」に係る指導を行った件数を計上している。

(2) 安全衛生関連

○ 「特別安全衛生改善計画制度」

1. 特別安全衛生改善計画の概要

法令に違反し、一定期間内に同様の重大な労働災害を複数の事業場において発生させた企業に対して、当該企業の事業場において再び同様の重大な労働災害を発生しないようにするための必要な再発防止対策について計画を作成するよう、厚生労働大臣が指示することができるもの。

2. 改正の概要 ※労働安全衛生規則の改正

(1) 「重大な労働災害」の定義

- ①死亡災害
- ②負傷又は疾病により、障害等級第1級から第7級までの障害に該当するものが生じたもの又は生じるおそれのあるもの

(2) 「再発を防止するため必要がある場合」の要件

- 同一企業において、次の法令違反により、同様の『重大な労働災害』を3年以内に複数の事業場で発生させた場合
- ・ 労働安全衛生法、作業環境測定法又はじん肺法及びこれらの法律に基づく政省令（別添参照）
 - ・ 労働基準法第36条第1項但書及び労働基準法施行規則第18条（坑内労働等有害業務制限）
 - ・ 労働基準法第62条並びに年少者労働基準規則第7条及び第8条（年少者の有害業務制限）
 - ・ 労働基準法第63条（年少者の坑内労働等禁止）
 - ・ 労働基準法第64条の2及び女性労働基準規則第1条（女性の坑内労働等禁止）
 - ・ 労働基準法第64条の3及び女性労働基準規則第2条及び第3条（女性の危険有害業務の禁止）

(3) 事業者が提出する改善計画の内容

特別安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、指示書に記載された期限までに、①計画の対象とする事業場、②計画の期間・実施体制、③重大な労働災害の再発防止のための措置等を記載した計画を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。

(4) その他

計画の指示、計画の変更指示に係る所定の様式を定める。

○ 「ストレスチェック制度」の概要

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/kouhousanpo/summary/>

○ 地域産業保健センターの概要

<http://www.rofuku.go.jp/sangyouhoken/tabid/333/Default.aspx>

(3) ハローワークにおける求人票関連

○ 労働政策審議会建議「若者の雇用対策の充実について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000071657.html>

○ 労働政策審議会建議関係資料「労働条件の的確表示の徹底について」

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000067624_3.pdf

(担当局：非正規労働センター・労働法制対策局・雇用対策局)

6. 求職者・利用者の利便性向上に向けた就労支援・生活支援の一体的実施の推進

- (1) 都道府県労働局（ハローワーク）及び地方自治体は、就労支援と生活支援の「一体的実施」を推進する。その際は、求職者・利用者の利便性を向上させるため、運営協議会への地域労使の参画をはかる。

<地方連合会における具体的な取り組み>

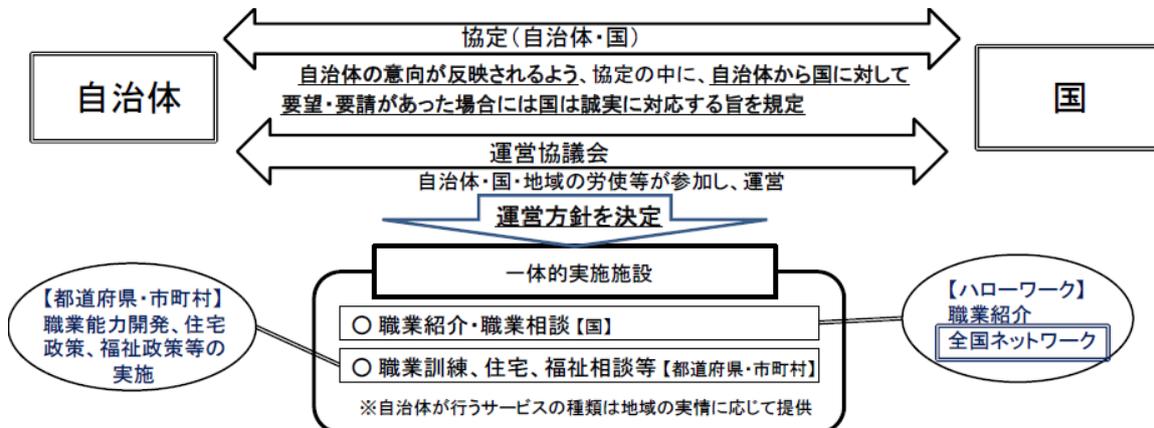
- 地方連合会は、都道府県労働局（ハローワーク）及び地方自治体に対し、「一体的実施」等を通じて、地域において就労支援と生活支援が有機的に行われるよう求める。なお、「一体的実施」にあたっては、求職者・利用者目線の運営が行われることを保障するため、運営協議会などへの労使の参画を求める。

<関連情報>

（１）ハローワークと地方自治体との「一体的実施」

- 2010年12月28日に閣議決定された「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」に基づき、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務を一体的に実施するもの。
- 「一体的実施」は、①自治体の提案に基づき、国と自治体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと、②利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、自治体主導でハローワークと一体となった工夫が可能であり、2014年7月1日時点では、146自治体（33道府県、113市区町）で行われている。

【「一体的実施」のスキーム】



◎ 各事業は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、それぞれの実施主体が責任をもって実施

【「一体的実施」の取り組み事例】

- 志木市の取り組み
 - 市役所庁舎内に「ジョブスポットしき」を開設し、県の福祉事務所とハローワークによる生活困窮者や障がい者に対する一体的支援を実施。
- 新宿区の取り組み
 - 区役所庁舎内に「新宿就職サポートナビ」を開設し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を実施。

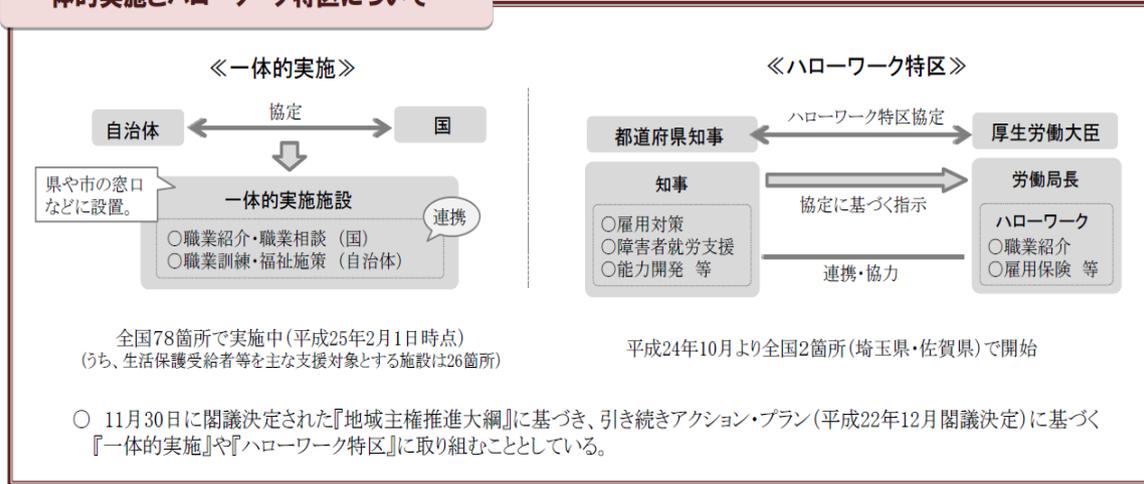
【「一体的実施」の実施自治体】

都道府県(33)	市区町村(113)
北海道、青森県、岩手県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県	【北海道】 札幌市、函館市、旭川市、北見市 【東北】 弘前市、八戸市、盛岡市、仙台市、郡山市 【関東】 宇都宮市、茂木町、前橋市、高崎市、さいたま市、川越市、川口市、秩父市、所沢市、鴻巣市、志木市、寄居町、千葉市、柏市、市川市、船橋市、松戸市、港区、新宿区、台東区、墨田区、品川区、中野区、杉並区、豊島区、葛飾区、板橋区、練馬区、足立区、江東区、大田区、江戸川区、世田谷区、荒川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、綾瀬市、藤沢市 【中部】 新潟市、金沢市、甲府市、北杜市、岐阜市、大垣市、高山市、静岡市、浜松市、富士市、名古屋市、岡崎市、豊田市、大府市、豊橋市 【近畿】 四日市市、松阪市、大津市、湖南市、野洲市、京都市、舞鶴市、大阪市、堺市、豊中市、岸和田市、高槻市、枚方市、神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、丹波市、姫路市、尼崎市、奈良市、王寺町、和歌山市 【中国】 江津市、岡山市、倉敷市、井原市、総社市、瀬戸内市、広島市、呉市、下関市 【四国】 徳島市、高松市、高知市 【九州】 北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市、佐賀市、鳥栖市、長崎市、熊本市、宮崎市 【沖縄】 那覇市

(2) ハローワーク特区

- 上記の「一体的実施」と別に、地域主権戦略会議において、「『出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針』では『特区制度を活用して、試行的に、東西1か所ずつハローワークが移管されているのと実質的に同じ状況を作り、移管可能性の検証を行う（仮称 ハローワーク特区）。具体的な内容は、国と地方が協議して決定する。」とされた。
- これを受け、2012年5月、埼玉県及び佐賀県から提案があり、ハローワーク特区の枠組みが合意され、ハローワーク浦和とハローワーク佐賀において実施されている。

一体的実施とハローワーク特区について



(担当局：雇用対策局)

7. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実

- (1) 都道府県労働局は、求職者支援訓練や専門実践教育訓練について、誰もが等しく受講できるよう講座開拓を進める。特に専門実践教育訓練については、講座開設の地域偏在を早期に解消するとともに、幅広い労働者層を対象とする講座を指定・開設する。

- (2) 地方自治体及びハローワークは、相互の連携を強化し、長期失業者などの真に訓練を必要とする者が確実に訓練を受講できるよう、公的職業訓練（求職者支援訓練・公共職業訓練等）への誘導を強化する。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、都道府県労働局に対し、求職者支援訓練や専門実践教育訓練の講座内容の充実や地域での偏りなく受講できるよう、指定講座の開拓・拡充を求める。
- 地方連合会は、地方自治体及びハローワークに対し、真に訓練を必要とする者が確実に訓練を受講することができるよう、福祉事務所やハローワーク来所者への訓練への誘導強化を求める。

<関連情報>

(1) 専門実践教育訓練の概要

1 基本的な考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練

2 教育訓練等の基準

1. 訓練内容の基準 ①資格等レベル、②講座レベルの2段階で指定の可否を判断。

(1) **業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程** (※1)(期間は、一年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)

(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(2) **専門学校の職業実践専門課程** (※2)(期間は、2年)

(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

(3) **専門職大学院** (期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))

(講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

2. 教育訓練機関の基準

- 施設責任者、苦情受付者、事務担当者を配置。

☆以下の現行基準も適用

- ・ 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること
- ・ 当該教育訓練を適切に実施するための組織、設備を有するものであること
- ・ 厚生労働省が行う調査等に協力し、並びに指導及び助言に従うものであること
- ・ 教育訓練給付制度の適正な実施に協力できるものであること

※1 養成施設の課程とは
国又は地方公共団体の指定等を受けて実施される次の課程

- ① 訓練修了で公的資格取得
- ② 公的資格試験の受験資格を取得
- ③ 公的資格試験の一部免除

※2 職業実践専門課程とは
専修学校の専門課程のうち、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を構成したもとして文部科学大臣が認定(平成26年度～)。

3. その他の基準

- 受給の支払い期間ごとに受講状況や訓練の到達状況を確認し証明。

(2) 訓練費用の助成制度（雇用保険による専門実践教育訓練給付）の概要

- 専門教育訓練施設に支払った訓練経費の40%相当額が給付される（ただし、その額が1年間で32万円を超える場合の支給額は32万円（訓練期間は最大で3年間となるため、最大で96万円が上限））。
- 加えて専門実践教育訓練の受講を修了した後、資格等を取得し、一般被保険者として雇用された者等に対しては、訓練経費の20%に相当額を追加して給付される。
- 上記の訓練経費の40%と追加給付20%を合わせた60%に相当する額が支給されるが、その最大限度は144万円（訓練期間が3年の場合）となる。

(3) 専門実践教育訓練の指定状況（2015年4月1日現在1568講座）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000072448.html>

(4) 求職者支援制度の概要

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_s_hien/

(担当局：雇用対策局)

8. 将来の日本社会を支える若年者に対する実効的な雇用対策の実現

- (1) 地方自治体は、国、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携し、個々の若者のニーズに沿った円滑な就職等の実現に向けた取り組みを行う。
- (2) 地方自治体は、地域のニーズに対応し、地域若者サポートステーションなどニートや中途退学者の若年無業者の就労支援体制の整備・強化をはかるとともに、中途退学者等に対して、就労支援及び職業訓練機関に関する具体的な情報を適切に提供する。
- (3) 地方自治体は、国、学校、労使団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識、相談窓口などを学ぶ機会の確保をはかる。
- (4) 地方自治体は、国、学校、労使団体等と連携し、U I J ターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、良質な雇用の場の創出など、若者が活躍できる場の確保に向けた取り組みを進める。

< 地方連合会における具体的な取り組み >

- 地方連合会は、地方自治体に対し、地域の若者を取り巻く雇用状況の実態把握とともに、国、学校、事業主、職業紹介事業者、求人情報提供事業等の就職支援関係者、地域若者サポートステーションや労使団体等の地域における関係者と連携し、地方における若者雇用対策の充実と強化を求める。

< 関連情報 >

- 労働政策審議会建議「若者の雇用対策の充実について」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000071657.html>
- 若者雇用対策の法的整備として、労働政策審議会の建議「若者の雇用対策の充実等について」に基づき、勤労青少年福祉法を改正した「青少年の雇用の促進等に関する法律」案が 2015 年第 189 通常国会にて審議中である。

< 地域における取り組み事例 >

地方連合会における取り組み例

- 連合山口と山口県経済 5 団体が加盟し、山口県や山口労働局等も運営に参画する「山口県労使雇用対策協議会」は、山口県内の産業で比率の高い製造業に多くの高校卒業者が就職する特色を踏まえ、製造業の高校卒業採用者に限定した「若年者の職場定着にかかわる調査」を県内企業に対して実施した。調査結果については、労使トップセミナー等で報告を行うとともに、関係行政や労使が一体となった取り組みを促進するため、若年者の定着率向上に資する人事施策の提案を行っている。
- 第 11 回京都雇用創出活力会議（京都府知事、京都市長、京都労働局長、京都経営者協会会長、連合京都会長）において、新規学卒者の就労 3 年以内の離職率の水準改善に向けた、就労環境の改善や正規雇用対策による「安定雇用戦略のオール京都による推進」が決定され、以下①～③が若年者雇用・就労定着事業として、京都府において平成 27 年度新たに予算化された。
 - ①大学生キャリア形成・就労支援事業：府内大学 1 回生からの早期インターシップ制度の創設（早い段階からの府内企業への就労の意識付け）
 - ②京都企業人材確保事業：人材不足の生じている企業が賃金などを負担するインターシップの取り組みを支援
 - ③正規雇用化促進のための金利優遇制度：府制度融資に非正規雇用者を正規雇用化した場合の優遇金利を設定

（担当局：非正規労働センター）

<中小企業政策>

9. 適正な水準への最低賃金の早期引き上げ

- (1) 地方自治体は、最低賃金の引き上げ、監督指導強化、中小企業支援策拡充等に取り組む。
- (2) 地方自治体は、特定（産業別）最低賃金の適用労働者数が適切に把握できるよう、調査に協力する。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方自治体に対し、最低賃金の適切な水準について理解を求め、また地方自治体としても地方労働局長、地方最低賃金審議会会長等に意見書を提出するよう要請を行う。
- 地方労働局長、地方最低賃金審議会会長に対し、地域別最低賃金を生活できる水準に引き上げるよう要請を行う。またできる限り、地方使用者団体等との対話を、地方最低賃金審議会の審議が開始される前に行う。
- 地方労働局に対し、最低賃金が遵守されるよう十分な監督を行うことを要請する。
- 連合本部あるいはブロック連絡会が開催する担当者会議や学習会に積極的に参加する。また、「最低賃金のでびき」も活用し、地域において同様の会議を開催する。
- 地域別最低賃金が改定される時期（10 月頃）を目途に、改定額が一般に周知されるよう広報・街宣活動を行う。

- 特定（産業別）最低賃金の適用労働者数が適正に把握できるよう、地方労働局および都道府県と連携する。

<関連情報>

- 地域別最低賃金は2015年5月現在、全国加重平均780円（最高888円、最低677円）であり、適正水準からは程遠い。
- 低所得層の増加による社会の不安定化と劣化に歯止めをかけなければならない。
- 低所得層ほど打撃が大きい物価上昇の影響を注視すべきである。
- 2010年6月に「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」ことを政労使で合意した「雇用戦略対話合意」は国会答弁により失効していないことが確認されている。
- 2014年の「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」で経済の好循環の継続に向けて一致協力して取り組むとの認識を政労使で共有したところである。
- 2015年春季生活闘争では多くの組合が月例賃金の引上げを実現した。最低賃金近傍の賃金で働く多くの未組織労働者へ波及させなければ、格差を是正できない。
- 2014年度の地域別最低賃金改定により、最低賃金との比較方法に課題はあるものの、ようやくすべての都道府県で生活保護との乖離は解消された。しかし、「2015年最低賃金取り組み方針」に基づき、「生活保護水準を上回るべきことは言うまでもなく、連合リビングウェイジを重視し、より絶対水準を重視した引き上げの実現」を目指していく。

<地域における取り組み事例>

地方連合会における取り組み例

- 各地方連合会の請願を受け、福岡県では知事名で、北海道、岩手県、京都府、島根県では道府県議長名で、厚生労働大臣、経済産業大臣、中小企業庁長官、地方労働局長、地方最低賃金審議会会長等に対して、最低賃金の引き上げ、監督指導強化、中小企業支援策拡充等に関する意見書を提出している。
- 連合北海道では、各地協も各自治体へ最低賃金に関する意見書採択に取り組み、2014年は道内46の自治体で意見書が採択された。また、2014年審議の山場に向けて、構成組織および単組の支部・分会、地協・地区連合などが地賃審議会会長宛に、最低賃金の引き上げを求めるFAX要請行動（計555通）を実施した。
- 連合山口は、「2015年最低賃金取り組み方針」に基づき、労働局への要請行動に中央最低賃金審議会委員も同行し、最低賃金の周知徹底、監督指導強化などを要請した。

（担当局：労働条件・中小労働対策局）

10. 公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化

- (1) 地方自治体は、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的として公契約条

例を制定する。

< 地方連合会における具体的な取り組み >

- 地方連合会は、公契約条例制定に向けて、組織内議員との連携強化、街宣行動、集会等の開催、自治体との要請、協議を行う。また、「公契約基本法」の制定を国に求める地方議会の意見書採択に取り組む。
- 地方連合会が、地方自治体選挙において候補者を推薦する場合には、推薦候補者と締結する政策協定に公契約条例制定について盛り込む。

< 関連情報 >

- 賃金条項が盛り込まれた公契約条例が制定されているのは、16自治体である。

【公契約条例が制定されている自治体と賃金条項の適用範囲】

条例制定	自治体	建設工事	業務委託
2009年9月	千葉県・野田市	5,000万円以上	1,000万円以上
2010年12月	神奈川県・川崎市	60,000万円以上	1,000万円以上
2011年12月	東京都・多摩市	5,000万円以上	1,000万円以上
2011年12月	神奈川県・相模原市	30,000万円以上	1,000万円以上
2012年6月	東京都・国分寺市	9,000万円以上	1,000万円以上
2012年6月	東京都・渋谷区	10,000万円以上	—
2012年12月	神奈川県・厚木市	10,000万円以上	1,000万円以上
2013年9月	東京都・足立区	18,000万円以上	9,000万円以上
2013年12月	福岡県・直方市	10,000万円以上	1,000万円以上
2014年3月	東京都・千代田区	5,000万円以上	1,000万円以上
2014年3月	兵庫県・三木市	5,000万円以上	1,000万円以上
2014年9月	東京都・世田谷区	3,000万円以上	2,000万円以上※
2014年9月	埼玉県・草加市	15,000万円以上	1,000万円以上
2014年9月	高知県・高知市	15,000万円以上	500万円以上
2015年3月	兵庫県・加西市	5,000万円以上	1,000万円以上
2015年3月	千葉県・我孫子市	10,000万円以上	2,000万円以上

※世田谷区公契約条例では、第4条第3項第1号に「予定価格が規則で定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額を定め」とあり、規則では「条例第4条第3項第1号の規則で定める額は、20,000,000円（工事の請負に係る契約にあっては、30,000,000円）とする」と記載している。

【先行自治体の公契約条例の類型】

	公契約条例の類型	該当する条例のある自治体	
		公権力的規制を含む ※	うち、公権力的規制を含まない
①	広義の公契約を対象に総則的事項を定めるもの		山形県 岩手県 秋田県秋田市 群馬県前橋市 東京都江戸川区 長野県 岐阜県 奈良県 三重県四日市市
②	狭義の公契約を対象に、雇用と労働条件に関する事項を定めるもの	千葉県野田市 東京都渋谷区	東京都多摩市 東京都足立区 東京都千代田区 東京都世田谷区 埼玉県草加市 千葉県我孫子市 神奈川県相模原市 神奈川県厚木市 兵庫県三木市 兵庫県加西市 高知県高知市 福岡県直方市
③	上記2つの混合型		神奈川県川崎市 東京都国分寺市

※公権力的規制とは、労働基準法や最低賃金法等のように、国家の統治権に基づき規制対象者の同意を得ずに、公権力として規制を加えるもの

<地域における取り組み事例>

地域における公契約条例制定事例

【高知市公共調達条例】2014年9月26日、賛成多数で成立

高知市議会において、労働条項が定められた公共調達基本条例の改正案が賛成多数により可決され、条例の名称も「高知市公共調達条例」となった。

- 市長は、毎年、対象労働者に対して支払われるべき1時間あたりの労働報酬の下限の額を定めるものとする。(第7条)
- 受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあつては労働法集荷減額に当該労働に従事した時間数として規則等で定める方法により算定する時間数を乗じて得た額を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあつてはその差額を、当該日から起算して規則等で定める期間を経過する日までに当該対象労働者が受け取ることができるようにすること。(第8条)

連合高知では、2012年4月の基本条例制定後、公共調達審議会に労働側委員として参加し、入札制度や労働環境の確認制度に関する課題、先行して条例を制定した自治体の施行後の課題等について議論を行い、組織内議員とも連携しながら下限報酬額を設定した条例の改正に向けて取り組みを進めてきた。

2014年9月には高知県建設労組と連盟で市議会議長および高知市長に対して『「公契約の下で働く労働者の公正な労働条件の確保」に関する要請書』を提出し、その後の議会では議員提案として条例の改正案が提起され、最終的には全会一致とはならなかったものの、賛成多数により可決された。

【加西市公契約条例】2015年3月25日、賛成多数で成立

兵庫県加西市議会において、賛成多数で可決され、加西市公契約条例が成立した。兵庫県では、三木市に次いで2つ目の条例制定となった。2012年5月には連合北播地域協議会、加西市職員組合などにより「加西市を豊かにする公契約条例づくり連絡会議」が結成され、公契約条例づくりの活動を具体的に推し進めた。その後の公式な審議会設置後も積極的に議論へ参画し、最終的な議会では全会一致とはならなかったものの、賛成多数で条例案が可決された。

- 公契約を締結した社会的責任を自覚して、その公契約等の適正な履行を通じて、市民の福祉の増進に努めなければならない。(第4条)
- 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、当該受注関係者と連帯して支払う義務を負う。

受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件及び当該業務の質の確保が下請負者の安定した経営に基づいて成り立つことを十分考慮し、下請負者との契約を締結するに当たっては、法令を遵守し、各々の対等な立場における合意に基づいた公正な

契約としなければならない。(第10条)

地方連合会における取り組み例・連合長野

【「長野県の契約に関する条例」施行後の対応について】

1. 「長野県の契約に関する条例」施行後の現状

- 2014年4月より「長野県の契約に関する条例」が施行され、県の行う契約に関し、基本理念、県および県の契約相手方の責務などが定められた。
- これにもとづき、県は各部それぞれで行っていた入札を管理するため、会計局に契約・検査課を設置した。
- 現在、労使の代表も加えた「長野県契約審議会」が設置され、公開の場で審議が行われている。

2. 長野県契約審議会の状況

2014年7月15日の第1回から2015年2月10日まで5回の審議が行われている。

- 第3回に「長野県の契約に関する取組方針」の89項目を審議決定し、10月24日に公表した。
- 第5回では取組方針における「今後検討を進める取組」として、以下について確認した。
 - ・2億円以上の落札価格による土木・建築工事に従事する労働者の賃金実態調査の実施
 - ・清掃・警備業務および印刷業務等の契約における最低制限価格制度について平成27年度以降審議すること

3. 市町村とのかかわりなど

連合長野は県会計局および建設部に以下の点を質した。

- 条例施行に伴う変化、成果の広報、啓発活動の展開
 - ・「基本理念」を県内市町村とも共有するため、条例施行に伴う具体的な成果や効果の広報・啓発活動を積極的に展開するべき
 - 建築・土木事業に従事する労働者の賃金、その他の労働条件の確保
 - ・県として外部に建設・土木事業を、農政部、林務部、建設部、企業局が入札発注しており、各部を横断しているため、すべての部局が条例の基本理念にもとづいて同等の基準をもって発注することを徹底すべき。
 - ・今後、県が行う条例対象工事における建設労働者の賃金調査結果や、条例の基本理念に照らしてどこまで実効性が確保できたのかについての評価も公表してもらいたい。それが不十分である結果となったときには、速やかに実効性確保のための施策を検討すべき
- 県からは、次のような回答が示されている。(抜粋)
- ・多様化する社会適用性などは県のみでなく市町村の契約にも同様に求められると考えられ、取組方針の具体的かつ積極的な推進は重要である。成果の共有や広報の仕組みも今後検討していきたい。
 - ・公共工事の発注については、参加資格要件など関連する部局で統一した基準で取り組んでいる。
 - ・適正な労働賃金の支払いを評価する総合評価落札方式など、新たな入札制度が実効性のあるものとなるよう取り組んでいく。

地方連合会における取り組み例・連合三重

【「公契約条例制定をめざす推進協議会」と四日市市公契約条例の取り組み】

1. これまでの経過と推進協議会立ち上げの必要性

- 公契約条例の制定を、県及び各市町に対する「政策・制度要求」に盛り込み、要請に取り組んできたが、三重県における条例制定には至っていなかった。
- 構成組織の中には研究会等を立ち上げてモデル条例案の検討などを行っているところもある。連合三重は、四日市市長選挙での現職の推薦にあたり、公契約条例制定を協定書に盛り込み、その結果、公契約条例の制定に向けた「四日市市公契約制度検討委員会」が2013年2月に設置され、連合三重として地域協議会の代表2名を労働側委員として派遣した。
- 四日市市での動向が県や他市町の公契約制度に大きく影響を与えられらるることや、構成組織が立ち上げた研究会での検討結果も踏まえ、三重県における公契約条例への理解と制定への機運醸成を緊急の政策課題と捉え、関係者に広く呼びかけ、「公契約条例制定をめざす推進協議会」を2013年3月25日に設立した。

2. 「公契約条例制定をめざす推進協議会」の考え方

(1) 目的

- ①三重県において、公契約条例の制定をめざす。
- ②各市町における公契約条例制定の機運を醸成する。

(2) 活動方針と経過

- ①会議・・・県や各市町の状況に関する情報交換、モデル条例案の作成
- ②要請行動・・・知事への要請、各市町首長要請の支援
- ③街宣・集会等・・・連合三重の街頭行動、啓発のためのセミナー・学習会等の開催

(3) 推進協議会の構成

代表　：連合三重会長

副代表：自治労県本部委員長、三重県建設労働組合委員長、事務局長　連合三重副事務局長

委員　：地協代表者・自治労・建労・新政策議員フォーラム（県議2、市議1）・連合三重・三教組・有識者等

3. 四日市市公契約条例制定についての見解

- 2014年10月3日に県内では初めてとなる「四日市市公契約条例案」が可決・成立した。
- 四日市市公契約制度検討委員会の議論で労働側は、特に労働報酬下限額の規定を盛り込むことを重点に意見を行ってきたが、当局が提案してきた最終的な内容では、それが盛り込まれておらず、労働側委員、連合三重組織内市議等を通じて対策を講じたが、結果として叶わなかった。ただ、条例に基づき設置される審議会に労働者の代表を委員とすることを条例で規定させるとともに、審議会でも労働報酬下限額を議論することは四日市市当局と確認した。
- 連合三重は、四日市市が公契約条例を制定したことを県内市町に訴え、市町の取り組みの促進を図るとともに、今後の四日市市での審議会の議論に注視し必要な対応を行っていく。

○年○月○日

○○（都道府県／市区町村）

（知事／市区町村長） ○○○○ 殿

日本労働組合総連合会○○県連合会
会 長 ○ ○ ○ ○

公契約の下で働く労働者の公正な労働条件確保に関する要請

貴職におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。また、日ごろは当○○連合会の活動に対しまして、ご高配を賜っていることに深く感謝申し上げます。

連合は、大企業と中小企業の格差是正や労働条件の底上げに取り組んでいます。とりわけ、「法定最低賃金の引き上げ」、「不公正取引の是正」とともに、「公契約における適正な条件の確立」を重要な取り組みとして位置づけています。私たちは、2008年に「公契約に関する連合見解と当面の取り組み」を確認し、以後、国における公契約基本法、地方自治体における公契約条例の制定に取り組んできました。

昨今、厳しい財政状況を背景とした公契約のコストダウン要請と受注のための過当競争が相まって、受注価格の低下が続き、結果として労働者の賃金等の労働条件の著しい低下を招いています。このことが公共サービスの質の低下の懸念を惹起すると同時に、さらなる価格の低下を招くという悪循環が生じています。

このような状況を打開し、公共サービスの質の確保、さらには地域における適正な賃金水準の確保、地域経済の活性化をすすめていくためには、自治体における契約・発注の在り方について問い直し、安定した企業経営と雇用の下に労働者の賃金・労働条件の改善が欠かせません。

ILO第94号条約の趣旨からも、公契約は、住民の税金によって賄われているものであり、効率的に透明性高く行われるとともに、国民生活の向上と活力あふれる社会の実現に寄与するものでなくてはなりません。

既に、2009年9月に千葉県野田市で公契約条例が制定されたのに続き、2010年12月には神奈川県川崎市、2011年12月には東京都多摩市と神奈川県相模原市でも公契約条例が制定されるなど、公契約条例制定の機運が高まっています。こうした現状に鑑み、貴職に対し、以下の要望事項の実現に向けて対処して戴きますよう要請いたします。

記

1. 地域の活性化と住民サービスの向上、適正な取引関係を確立する観点から、公契約条例を制定すること。
2. 公契約条例には、下記内容を盛り込むこと。
 - (1) ○○（都道府県／市区町村）との契約の相手方の責務
 - ① 労働関係法および社会保険関係法等の法令を遵守すること。
 - ② 公契約の下で働く労働者に対し、適正な賃金を支払うこと。
 - ③ 公契約の下で働く労働者の労働環境の整備に努めること。
 - (2) ○○（都道府県／市区町村）の責務
 - ① 公契約の下で働く労働者の労働環境の整備に努めること。
 - ② 一定の規模以上の公契約については、
 - i) 可能な限り、総合評価方式による一般競争入札に付すよう努めること。
 - ii) 契約の相手方を決定するための評価項目に以下の項目を含めるよう努め、多様な人材の雇用促進を図ること。
 - a) 男女平等参画におけるポジティブ・アクションの取り組み
 - b) 高齢者の就労促進（高齢者就業率の向上・65歳までの雇用確保策など）
 - c) 障害者の就労促進（法定雇用率の達成など）
 - d) 子育て支援の促進（育児・介護休業法における子育てに関する事業主の義務の履行状況、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定など）
 - iii) 労働者に支払われるべき作業報酬下限額を定めること。
 - iv) 作業報酬下限額等の決定にあたっては、公労使の三者構成から成る公契約に関する審議会に諮ること。
 - v) 既に働いており、働き続けたいと希望する労働者の雇用継続についての努力義務を契約に盛り込むこと。

以上

※2. (2) ② i) および ii) については、既に総合評価方式が導入されている場合や、評価項目に a) ～ d) の項目が含まれている場合もあるので、要請先の自治体の状況を確認し、適宜、追加・削除した上で利用してください。

参考：要請書の例

○年○月○日

○○（都道府県／市区町村）

（知事／市区町村長） ○○○○ 殿

日本労働組合総連合会○○県連合会

会 長 ○ ○ ○ ○

公契約の下で働く労働者の公正な労働条件確保に関する要請

貴職におかれましては、益々ご活躍のこととお慶び申し上げます。また、日ごろは当○○連合会の活動に対しまして、ご高配を賜っていることに深く感謝申し上げます。

連合は、大企業と中小企業の格差是正や労働条件の底上げに取り組んでいます。とりわけ、「法定最低賃金の引き上げ」、「不公正取引の是正」とともに、「公契約における適正な条件の確立」を重要な取り組みとして位置づけています。私たちは、2008年に「公契約に関する連合見解と当面の取り組み」を確認し、以後、国における公契約基本法、地方自治体における公契約条例の制定に取り組んできました。

昨今、厳しい財政状況を背景とした公契約のコストダウン要請と受注のための過当競争が相まって、受注価格の低下が続き、結果として労働者の賃金等の労働条件の著しい低下を招いています。このことが公共サービスの質の低下の懸念を惹起すると同時に、さらなる価格の低下を招くという悪循環が生じています。

このような状況を打開し、公共サービスの質の確保、さらには地域における適正な賃金水準の確保、地域経済の活性化をすすめていくためには、自治体における契約・発注の在り方について問い直し、安定した企業経営と雇用の下に労働者の賃金・労働条件の改善が欠かせません。

ILO第94号条約の趣旨からも、公契約は、住民の税金によって賄われているものであり、効率的に透明性高く行われるとともに、国民生活の向上と活力あふれる社会の実現に寄与するものでなくてはなりません。

既に、2009年9月に千葉県野田市で公契約条例が制定されたのに続き、2010年12月には神奈川県川崎市、2011年12月には東京都多摩市と神奈川県相模原市でも公契約条例が制定されるなど、公契約条例制定の機運が高まっています。

こうした現状に鑑み、貴職に対し、以下の要望事項の実現に向けて対処して戴きますようお願いいたします。

記

1. 地域の活性化と住民サービスの向上、適正な取引関係を確立する観点から、公契約条例を制定すること。
2. 公契約条例には、下記内容を盛り込むこと。
 - (1) ○○（都道府県／市区町村）との契約の相手方の責務
 - ① 労働関係法および社会保険関係法等の法令を遵守すること。
 - ② 公契約の下で働く労働者に対し、適正な賃金を支払うこと。
 - ③ 公契約の下で働く労働者の労働環境の整備に努めること。
 - (2) ○○（都道府県／市区町村）の責務
 - ① 公契約の下で働く労働者の労働環境の整備に努めること。
 - ② 一定の規模以上の公契約については、
 - i) 可能な限り、総合評価方式による一般競争入札に付すよう努めること。
 - ii) 契約の相手方を決定するための評価項目に以下の項目を含めるよう努め、多様な人材の雇用促進を図ること。
 - a) 男女平等参画におけるポジティブ・アクションの取り組み
 - b) 高齢者の就労促進（高齢者就業率の向上・65歳までの雇用確保策など）
 - c) 障害者の就労促進（法定雇用率の達成など）
 - d) 子育て支援の促進（育児・介護休業法における子育てに関する事業主の義務の履行状況、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定など）
 - iii) 労働者に支払われるべき作業報酬下限額を定めること。
 - iv) 作業報酬下限額等の決定にあたっては、公労使の三者構成から成る公契約に関する審議会に諮ること。
 - v) 既に働いており、働き続けたいと希望する労働者の雇用継続についての努力義務を契約に盛り込むこと。

以上

政策協定書（例）

日本労働組合総連合会〇〇県連合会（略称：連合〇〇）と〇〇選挙候補（予定）者〇〇〇〇は、〇月〇〇日に投票が行われる〇〇選挙にあたり、下記の通り政策協定を締結し、その実現に努める。

記

1. 「連合の進路」、「連合の政治方針」を確認する。
2. 勤労者・生活者のため雇用を守り、福祉の充実をめざす政策の実現に努める。
3. 地方政治を活性化させる地方分権型社会をめざす。
4. 地域の活性化と住民サービスの向上、公正な取引ルールの確立の観点から、公契約条例の制定をめざす。
5. (略)
6. (略)
7. (略)

20〇〇年〇月〇〇日

〇 〇 〇 選 挙 候 補（予定）者

印

日本労働組合総連合会〇〇県連合会会長

印

※2011年2月3日に@RENGOで発信した政策協定書（例）となりますので、適宜、追加・削除した上で利用してください。

（担当局：労働条件・中小労働対策局、経済政策局）

<福祉・社会保障政策>

11. 生活困窮者自立支援体制の確立と生活保護の運営体制の改善・充実

- (1) 地方自治体は、2015年4月からの生活困窮者自立支援制度（以下、新制度）の実施に当たり、個々人の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制整備を進める。
- ① 地方自治体は、生活困窮者自立支援制度の実施に向けて、総合的な実施体制を整備し、NPOや社会福祉法人、社会福祉協議会などの社会資源を活用するとともに、人材の育成を進める。
 - ② 地方自治体は、新制度の円滑な実施に当たり、自治体内での保健、医療、住宅、経済など関係部署による部局横断的な緊密な連携を進める。
 - ③ 地方自治体は、必須事業となった、「自立相談支援事業」「住居確保給付金」などについて、確実に実施するとともに、国に好事例などの情報収集を進め、事業の質の改善を行うよう働きかける。
 - ④ 地方自治体は、就労準備支援事業・一時生活支援事業・家計相談支援事業・学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業などの、任意事業について、積極的に実施する。また、補助率については4分の3とするよう国に働きかける。
 - ⑤ 地方自治体は、「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）の認定制度を、安全・衛生の確保、情報公開、報告の義務等を要件化するなど、貧困ビジネス防止の観点から強化する。
 - ⑥ 地方自治体は、ホームレスに対して生活保護の給付を行い、併せて生活支援を充実する。また、緊急一時保護施設（シェルター）の活用、自立支援センターの整備・拡充等の適切な対応をはかる。
 - ⑦ 地方自治体は、ホームレスの自立支援にあたって、新たな貧困層（ワーキングプア等）等若年層への相談支援体制の整備・拡充、就業機会の確保など自立支援策を強化する。
 - ⑧ 地方自治体は、新制度の必須事業である自立相談支援事業における支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うとともに、そのために必要な予算の確保をはかる。
- (2) 生活保護の実施機関である地方自治体は、生活保護を必要としている人が確実に受給できる運営体制の改善・充実を図る。
- ① 地方自治体は、生活保護の申請に際し、障がい等で文字を書くことが困難な者等が口頭で申請することも認められるというこれまでの取扱いや、要否判定に必要な資料の提出は可能な範囲で保護決定までの間に行うというこれまでの取扱いを変えることなく、申請権が損なわれることのないよう指導を徹底する。
 - ② 地方自治体は、扶養義務の履行が要保護認定の前提や要件とはならないことを

明確にし、事前に要保護者との家族関係や家族の状況等を十分に把握して、要保護者が申請を躊躇したり、その家族関係の悪化を来さないよう慎重な対応を行う。

- ③ 地方自治体は、生活困窮世帯の子どもが成人となり生活困窮の状態に陥る「貧困の連鎖」を防止すべく、就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充しつつ、経済的支援を含めた必要な支援を積極的に展開し、子どもに対する教育の機会均等を保障する。
- ④ 地方自治体は、新たな生活困窮者支援など業務拡大等を踏まえ、福祉事務所の地方財政措置を大幅に充実するよう国に働きかける。福祉事務所設置自治体においては、ケースワーカー標準配置数にもとづいた人員の配置、専門職などの人材の確保と育成を進める。
- ⑤ 地方自治体は、地域における生活保護受給者の生活実態を十分に把握し、生活扶助費や、住宅扶助、冬季加算の安易な引き下げを行わないよう、国に働きかける。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、生活困窮者自立支援法の任意事業が必須事業とともに実施されるよう、地域における生活困窮者、貧困家庭の子どもの実態を十分に把握し、それぞれのニーズに応じた支援を確実に行う。
- 地方連合会は、生活困窮者自立支援法が適切に施行されるよう、自治体の実施体制の強化と支援を行う人材の育成、民間団体・NPO、社会福祉協議会等への支援を進める。
- 地方連合会は、生活困窮者自立支援法の任意事業の財源については、必須事業と同様に国の補助を4分の3とするよう、政府に対して働きかけを行う。
- 地方連合会は、生活保護を必要とする人が申請の権利（保護請求権）を確実に行使できるよう、実施機関の窓口申請書類一式を備え置くよう求める（たらい回しを防止する）。
- 地方連合会は、安否確認などに関する事業者と地方自治体との「見守り協定」の取り組みを広げるため、組織内への理解促進などに取り組む。

<関連情報>

- 2015年4月1日から、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業などの支援を行うことを目的とする、生活困窮者自立支援法が施行された。
- 生活困窮者自立支援法と生活保護法の一部改正は、2013年12月6日に成立し、これにより生活保護制度の見直しとともに、生活保護受給に至る前に就労等の支援を早期に行うことで生活困窮状態から脱却するための新しい制度が構築された。この生活困窮者自立支援制度は、2009年の政権交代による民主党政権において構想されたものであり、求職者支援制度に続いて第2のセーフティネットが創設されたことになる。
- 生活困窮者自立支援法は、経済的困窮者・社会的孤立者が抱える多様な問題に包括的に対

処し、それぞれの事情や想いに寄り添いながら、就労や学習支援などによって自立に向けた個別的な支援をめざすものである。同法は、自治体の必須事業として、①自立相談支援事業の実施や住居確保の給付金支給、また、任意事業としては②就労準備支援事業および就労訓練事業（いわゆる中間的就労）、③生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業、④家計相談支援事業等の実施を定めている。

- 生活困窮者自立支援法により、就労を始めとして、居住・家計・健康面の相談支援、貧困家庭の子どもへの支援等を行う制度が構築された。しかし、新制度の事業が必須と任意で区分され、国の補助金に差がつくことによって、自治体間の差が生じることが、課題として残されている。制度が施行されるにあたり、任意事業を実施する自治体は 30%程度に止まっている。生活困窮者自立支援法の任意事業が必須事業とともに実施されるよう、地域ニーズに応じた支援を確実に行うことと同時に、国に対して任意事業の財源についても、改善を求めていく必要がある。また、就労訓練事業については貧困ビジネスの温床にならないため、都道府県のチェック体制も重要である。

- 厚生労働省「生活困窮者自立支援制度」のページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

- 厚生労働省「生活困窮者支援制度 最新情報」のページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055454.html>

- 厚生労働省「生活保護制度」のページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html

- 厚生労働省「就労訓練事業（いわゆる中間的就労）事例集」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000080389.pdf>

- 厚生労働省「生活困窮世帯の子どもの学習支援事業 実践事例集」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000080240.pdf>

<地域における取り組み事例>

- 生活困窮者支援事業に関わる地方労福協の情報交換会が3月10日、地方労福協会議の終了後に京都で開催された。会議には、2014年度まで生活困窮者支援モデル事業を実施してきた沖縄、徳島、山口（資料報告）、新潟、千葉をはじめ11道府県の労福協が参加した。モデル実施県からは取り組みの実績や課題、新しい制度への移行をめぐる自治体との折衝状況などが報告され、相互に交流した。また、宮崎からは4月より生活・家計相談を自主事業として取り組むことが報告された。一方、大阪労福協からは、新制度への一元化に伴いチャレンジネット（住居喪失不安定就労者支援）が3月末をもって終了となり、これまでのノウハウが継承されるか懸念されるなどの課題も指摘された。その後、現場の実情を踏

まえて今年度の政策・制度要求で何を要望するか、また、制度の定着・発展に向けて労福協としてどのように取り組んでいくかについて意見交換を行った。制度が機能するためには、相談だけでなく出口となる就労支援や居場所づくりが不可欠だが、全般的な傾向として福祉部門中心の運営となっており、雇用・就労支援が立ち遅れている地域が多い。そうした状況の中で、労福協などの労働関係者が果たすべき役割が大きいことを共通の課題認識としつつ、7月頃に改めて連絡会議を開催し、施行後の状況もみながら対応を検討していくことを確認した。

(担当局：生活福祉局)

12. 切れ目のない医療サービスを提供する体制の確立

- (1) 都道府県は、2025年の「地域包括ケアシステム」構築を着実に推進するための「地域医療構想」を策定する。
- ① 地域医療構想には、医療機関（病床）の機能分化と連携や、認知症高齢者対策を含む医療と介護の連携を推進するための具体策を地域医療構想に盛り込む。
 - ② 国の「地域医療構想策定ガイドライン」で示された各医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の分類を厳格に行い、2025年における医療機能ごとの必要量を適切に推計する。
 - ③ 「地域医療構想策定ガイドライン」で示された慢性期の入院受療率に見られる地域差の解消目標を2025年に達成する。
 - ④ 病床機能報告制度で得た情報を住民にわかりやすく公表し、医療機関の選択に資する情報提供を行う。
 - ⑤ 2014年度診療報酬改定による急性期病床（7対1看護配置）の要件強化を踏まえ、医療機関の機能分化を通じて、退院／転院患者の受け皿となる病床（地域包括ケア病棟など）の適切な整備を行う。
 - ⑥ 医師、看護師、コメディカル、薬剤師など、医療人材の処遇や勤務環境の改善を通じて、人材の定着をはかり、必要な人員体制を確保する。また、人材確保の目標値を設定し、その進捗に応じて施策を見直し強化する。

<補足情報>

- 寒冷地においては、患者の受療行動に関する季節ごとの変化を把握し、とりわけ冬季における医療／介護サービス提供のあり方について、議論を尽くすことが必要。
- 人材確保には、現在働いている人の離職を防止することが先決。また、医師ばかりでなく、夜勤を担う看護師の処遇を改善することが必要（努力に見合う賃金水準の確保や、連合「看護職員の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」に沿った勤務体制の実現など）。

- (2) 都道府県は、地域医療構想策定の検討にあたり、保険者協議会の意見を聴くだけでなく、被用者保険の加入者をはじめとする住民の意見を反映させる。

- ① 都道府県医療審議会などに、被保険者、住民、保険者（健保組合、協会けんぽ、

共済組合、市町村国保)を委員に加え、委員構成が医療提供者に過度に偏ることのないようにする。

- ② 地域医療構想の達成に向けた推進策を協議する地域医療構想調整会議に、保険者のみならず、被用者保険の加入者をはじめとする住民の意見を反映させる。

<関連情報>

- 被保険者の参画を担保する大臣答弁

(参議院厚生労働委員会/2014年6月17日/田村厚生労働大臣答弁)

「地域医療構想実現のために関係者が協議する場のメンバーとして、学識経験者、保険者、被保険者、医療関係者に入っただきながらご議論をいただく。」

- (3) 都道府県は、地域医療構想調整会議を通じた医療機関の機能分化や、医療人材の確保など、地域医療構想の達成に向けた施策の進捗状況を定期的に報告・検証し、改善が必要であれば施策を見直すP D C Aサイクルの仕組みを確立する。

<補足情報>

- すでに、医療計画における「5 疾病・5 事業及び在宅医療に係る医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制」については、「現状の調査・把握⇒協議の場の設置⇒患者・住民の意見反映」といったプロセスを通じて、連携策を記載することとなっている。しかし、現在まで医療機関の役割分担や連携の推進については課題が残されてきた。
- そのため、P D C Aサイクルを明確に位置づけ、地域医療構想の実効性をしっかり担保することが必要となる。また、医療人材の確保については目標値を設定し、進捗に応じて施策を見直し強化することが必要である。

- (4) 都道府県は、既存事業であるかどうかを問わず、地域医療構想の達成、医療・介護の連携の推進、人材確保に必要な事業に対し、医療介護総合確保基金を活用する。とりわけ人材確保に向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップできる仕組みの構築、専門性の向上をはかる研修機会の充実に資する基金事業を実施する。

<補足情報>

- 高度急性期、急性期、回復期、慢性期に対応できる設備・体制をそれぞれの医療機関が整えるには人的・財政的な制約が大きいいため、医療機関の機能分化と連携の推進による地域包括ケアシステムの構築が必要。
- 基金の配分について、設立主体間(官民)の公平性確保が謳われているが、重要なことは、地域で必要となる医療機能の確保である。
- 基金の特性を生かし、地域一律の診療報酬で政策誘導が難しい過疎地における医療の確保に努めるなど、地域偏在の解消をはかることが必要。
- 基金には、国からの既存補助事業が組み込まれているため、配分によっては、既存事業の維持だけで終わってしまわないように注意することが必要。

- 2015年度から介護サービス提供体制の整備が基金活用の対象となる。増加する認知症高齢者への対応策は急務であり、医療と介護の連携を通じて、高齢者が医療と介護をスムーズに行き来できるようにする観点から、地域包括支援センターの機能強化や介護サービスの充実が必要。
- 介護人材については、処遇改善を通じた人材確保対策の実行が急務であるが、法制化された医療での取り組みに比べ乏しいメニューであり、国の施策や介護報酬上の対応だけでなく、都道府県による対応が不可欠である。
- 例えば、事業者に対する労働法令遵守や処遇改善の助言を行うほか、好事例を集約・普及することや、関係者を集めて処遇改善対策を検討するなど、積極的な事業の実施が必要。

(5) 都道府県は、都道府県計画の検討⇒進捗管理⇒結果検証⇒計画見直しというPDCAサイクルによる実行の仕組みを明確にする。また、都道府県計画のPDCAにおいて、保険者や被用者保険の加入者をはじめとする住民の意見を反映させる

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、都道府県の医療提供体制のあり方について議論する場（都道府県医療審議会、地域医療構想調整会議、地域医療介護総合確保基金の活用を計画する協議の場など）に参画し、被保険者・住民の立場から意見反映を行う。また、地域で切れ目のない医療と介護サービスの提供体制を構築するため、人材の確保状況や保険財政とのバランスの観点から「地域医療構想」や「都道府県計画」のチェックを行う。

(6) 医師・看護師など医療従事者の離職を防止し、地域の医療人材を確保するため、都道府県は、早急に「医療勤務環境改善支援センター」を設置する。また、医療機関に対する勤務環境改善の助言として、以下の点に着目する。

- ① 連合「看護職員の労働・生活実態調査」結果を参考に、「努力に見合う賃金改善」、「休日の容易な取得」、「夜勤や時間外労働など労働時間管理の徹底」、「夜勤・交代制勤務における勤務間の十分なインターバル時間の確保」（連合「看護職員の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」に沿った勤務体制の実現）については、各医療機関共通の重点課題に位置づける。
- ② 医療機関において、医療従事者の安全と健康維持の重要性が共通認識されるよう、労働安全衛生法にもとづく安全委員会・衛生委員会を通じて、労使による労働災害の原因および再発防止策等の検討を促す。
- ③ ワーク・ライフ・バランスの確保を重視し、出産・育児を理由とする離職防止をはかる。そのため、従事者が選択できる多様な働き方や、育児・介護との両立支援などの環境を整備する。また、事業規模にかかわらず、次世代育成支援推進法にもとづく「一般事業主行動計画」の策定を促す。
- ④ 実効性の確保には労使が共に取り組むことが重要であることから、労使協議を重視する。労働組合がない場合は、従業員代表と様々な医療職種、従事者の参画を徹底する。

<補足情報>

- センターの運営は直営方式と委託方式が選べるが、医師、看護師、コメディカル、薬剤師等にとって公平な改善策が講じられるよう、基本的には直営方式とすべきである。将来的には直営方式をめざすことが必要。
- 勤務環境改善支援センター運営協議会の構成は、主に医療関係団体が想定されているが、労働組合としても積極的に参画することが必要。
- 勤務環境改善支援センターのワンストップの専門家として、社労士、医業経営コンサルタント等が想定されており、例えば労働組合への介入や労働条件の切り下げが助言されたりはしないか、外部からも注意（チェック）することが必要。

<関連情報>

- 2015年2月6日現在、14都府県で設置済み。
 - ・ 直営 : 5 県 (福岡県、岐阜県、静岡県、神奈川県、富山県)
 - ・ 直営 (一部委託) : 1 都 (東京都)
 - ・ 委託 : 8 府県 県医師会へ委託 : 三重県、岡山県、福井県
県病院協会へ委託 : 滋賀県、奈良県、和歌山県
私立病院協会へ委託 : 京都府、大阪府
- ⇒2014年度中の設置は24都道府県、2015年度中にさらに19県で設置される予定。
設置時期が未定であるのは4県。
- 連合「看護職員の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」では、医療機関における具体的な改善の夜勤や時間外労働など労働時間管理の徹底、夜勤・交代制勤務における各勤務間の十分なインターバル時間の確保など、働き方の改善に向けた取り組み目標とミニマム目標を定めている。

(7) 都道府県は、ひっ迫している医療現場での安全確保をはかるために、看護職などの夜勤・交代制勤務における勤務間の十分なインターバル時間の確保、労働法令の遵守、院内保育所の整備などワーク・ライフ・バランスを尊重した職場環境の改善、潜在看護師の活用に向けた研修制度の充実などを早急に講じる。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、「医療勤務環境改善支援センター事業」の運営について協議する「運営協議会」に参画し、医療現場の労働時間管理や労働安全衛生対策などについて、労働者の立場から意見反映を行う。

(8) 都道府県は、病院勤務医の不足・偏在を解消するため、医療対策協議会と地域医療支援センターが連携した取り組みを着実に実行する。離職した女性医師を対象とする復職研修の機会を拡充するとともに、研修中に利用できる保育の確保等、円滑な受講を促進するための条件整備を行う。また、病院勤務医、中山間地域の医師不足等については、財政措置を含めた実効ある対策を講じる。

(9) 2018年より国民健康保険に係る財政運営の責任主体となることから、保険者機能の発揮や加入者の利便性を損ねることなく、円滑に都道府県移行が進められるよう着実に環境整備を行う。

(担当局：生活福祉局)

13. 利用者の状態像に応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善・専門性の向上

(1) 要支援者に対する予防給付が市町村による介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するにあたり、利用者にとって必要な支援が適切に提供される体制を整備する。

- ① サービスの水準を低下させず従来以上の支援を提供するため、事業所と適切に連携するとともに必要な財源を確保する。
- ② 窓口でのチェックリストの運用において、本来であれば要介護認定の必要な人が主観的に判断でチェックリストによる総合事業へ誘導されることのないよう、明確な基準に基づいた運用を徹底する。
- ③ 総合事業のサービス提供におけるボランティアの活用にあたっては、一般労働者との職域や責任範囲の違いを明確とし、介護労働者の処遇改善の妨げとならないよう留意する。

(2) 介護職員の処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着をはかる。

- ① 地方自治体は、介護職員処遇改善加算の算定要件である実績報告の提出を期限内に行わない場合や、加算の算定要件を満たしていない場合、または所定の要件を満たさずに賃金の引き下げを実施した場合などについて加算の全額返還を求めるなど厳正に対応する。
- ② 地方自治体は、介護労働安定センターが中心となり都道府県ごとに設けられ介護人材確保のプラットフォーム（介護労働に関する情報交換の場）および「介護労働懇談会」において、その他構成員であるハローワークや労働局、介護事業所、労働組合など介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着を図る。また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 6 条に基づく「介護雇用管理改善等計画」および労働基準関係法令等の周知徹底をはかる。
- ③ 地方自治体は、地域包括支援センターの機能と役割を強化し、地域支援事業を確実に実施するとともに任意事業である介護給付費適正化事業、家族介護支援事業に積極的に取り組む。また、地域包括支援センター運営協議会には被保険者代表を委員として参加させる。
- ④ 地方自治体は、介護技術の評価基準である「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」の全国的な展開に向けて、同制度に関する広報など周知・普及を支

援する。

(3) 労働者が介護をしながら働き続けることができ、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、質・量ともに十分なサービスの提供体制を整備する。

- ① 地方自治体は、ケアマネジャーが利用者の状態把握やサービス担当者会議などを十分行えるように、事務の簡素化を進め負担軽減をはかる。また、研修を受講しやすい環境を整えるよう、事業所に対する指導を徹底する。
- ② 地方自治体は、認知症初期集中支援チームならびに認知症地域支援推進員の配置を確実に進める。また、認知症の人が安易に入院しないよう、地域での支援体制を整備する。
- ③ 地方自治体は、施設での身体拘束や虐待を根絶するため、身体拘束廃止委員会ならびに虐待防止委員会の各施設における設置を促進する。また、介護保険適用外の施設における身体拘束・虐待に対する行政指導を厳格化するとともに、市町村は地域における高齢者住居の実態把握を徹底する。
- ④ 地方自治体は、市民後見人の育成・支援を進める。また、後見実施機関（成年後見センター）を NPO や社会福祉法人への業務委託等により設置し、支援体制を強化する。加えて、成年後見人制度の利用に係る費用負担を減らすとともに、同制度の周知や人員確保など権利擁護の体制を整備する。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、各構成組織に対して事業者による処遇改善加算の請求、賃金改善を求めつつ、介護職場における組織化を進める。
- 地方連合会は、労働者福祉協議会（労福協）と連携して、地域包括支援センター運営協議会に参画し、公正・中立的な運営の確保をはかる。
- 地域包括ケアシステムの確立に向けた取り組みとして、地域包括支援センターと情報交換を行いながら、各地域の実態を把握し、必要な業務の見直しを行うなどセンター機能を強化、拡充する。

<地域における取り組み事例>

地方連合会における取り組み例

- 地方連合会・地協・労福協として伊勢崎市・安中市（群馬県）、朝霞市（埼玉県）、横浜市・小田原市（神奈川県）、金沢市（石川県）、鹿児島市（鹿児島県）の各地域包括支援センター運営協議会に委員を選出し、参画している（2014年5月時点）。

<関連情報>

- 介護保険関連の施策
 - ・2015年度4月から3年間の移行期間をもって、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介

護)を地域支援事業に移行する。114の自治体が2015年度中の移行を予定している。

- ・特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者（要介護度3以上）を支える機能に重点化
- ・低所得者の保険料軽減を一部拡充（2段階に分けて実施）
- ・年金収入280万円以上の第1号被保険者の自己負担を2割へ引き上げ

(担当局：生活福祉局)

14. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み

- (1) 障がい者の自立支援と社会参加を促進し、利用者の実情に応じた障がい者支援サービスを適切に提供する。
 - ① 地方自治体は、障がい者支援事業の実施にあたっては、個々の障がいの特性に応じ必要なサービスを提供する。
 - ② 地方自治体は、災害が発生した場合には発生場所、規模、内容、今後の動向など必要な情報を障がい者に提供する体制を整備する。災害情報の提供に当たっては、障がい者の特性に配慮した伝達手段やコミュニティネットワークを整備する。
 - ③ 地方自治体は、審議会など政策決定や政策評価などあらゆる意思決定の場へ、障がい当事者の参加を推進する。
- (2) 障がい者の権利を保障するため、関連法の実効性を高める取り組みを推進する。
 - ① 地方自治体は、障害者差別解消法の2016年4月施行に向け、法の趣旨に沿った条例を制定する。
 - ② 地方自治体は、差別解消地域協議会を確実に設置するとともに、障がい当事者の参画を保障する。
 - ③ 市区町村は、障がい者に対する虐待の基準を明確化するよう国に求める。
 - ④ また、市区町村は、障がい者に対する虐待の実態を正確に把握する。
 - ⑤ 市区町村は、虐待の被害者ならびに虐待を行った者への心のケアを行う体制を整備する。
 - ⑥ 市区町村は都道府県と連携し、精神障がい者の地域移行について、退院・退所後の円滑な地域生活を保障するため、住まいの確保や相談・早期支援体制の確立ならびに自立に向けた就業支援を実施する。
 - ⑦ 地方自治体は、障がい者支援に必要な人材を確保するとともに、職員等へ障がい者に関する理解を促進するために必要な研修を実施する。
- (3) 地方自治体は、高齢者福祉や障がい者福祉等を含めた総合的な「市町村地域福祉計画」および「都道府県地域福祉支援計画」は障がい当事者の意見を取り入れながら策定し、計画の実施状況を検証する。

<地域における取り組み事例>

- 千葉県は、2006年10月、日本で初めて障がいのある人の差別を禁止した条例、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定。条例案の策定にあたって、差別に当たると思われる事例について当事者を含む県民から広く求め(約800件)、県内30カ所でタウンミーティング等を開き延べ3,000人以上の県民が参加して議論を重ねた。
- 北海道では、2009年3月、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」を制定。差別や虐待の禁止、雇用差別の努力義務、道の施策実施義務や財政上の措置を講ずる努力義務などを定めた。
- これらのほか岩手県、茨城県、熊本県、京都府、長崎県、鹿児島県、沖縄県、さいたま市、八王子市、別府市で障がい者の差別禁止等に関する条例が制定されている(茨城県、京都府は2015年4月施行)。新潟市は条例制定を検討中である。
- また、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広げていくための手話に関する条例が、鳥取県、石狩市、上川郡新得町(北海道)、松阪市で制定された。
- 障がい者と企業のマッチングや授産品の販路開拓が十分ではない状況により、授産所の利用者の工賃が低く、結果として経済的、社会的自立が困難なことから、奈良県が企業と福祉分野の架け橋となり①実践を通じて障がい者雇用のモデルを創り上げていくとともに、②売れる授産品づくりへの取り組みを拡大、③県内企業の障がい者雇用への取り組みを広げていながら企業や県民の理解を深めて行くことを目的として、連合奈良を中心に2010年9月に社団法人を設立し、「障害者アンテナショップ」を開設。障がい者の雇用施策の推進のため、多くの関係者が協力・連携し、課題を共有しながら全県体制で取り組んでいけるよう、行政、労働者団体、社会福祉団体、経営者団体等が参画して運営を行っている。

構成組織における取り組み例【電機連合神奈川地協】

- 電機連合が母体となって設立した電機神奈川福祉センターでは、知的障がい者の就労を進め、障がい者の自立支援に取り組むとともに、通所介護支援の場を運営しながら地域の高齢者に関する情報発信や福祉相談を実施している。そのうち、1996年に通所授産施設として事業をスタートした「ぽこ・あ・ぽこ」では障害者自立支援法の下、2006年に多機能型事業所として開始。就労移行支援事業に関しては、社会的自立をめざして、関連NPO法人や就労支援センターと連携しながら求職活動から職場適応までの支援を行い、企業に就職してからも職場への定着や離職後は継続的なフォローを行っている。また、就労継続支援事業B型に関しては、一般就労も視野に入れて長期的に健康で安定した生活が送れるよう、社会生活を行う上での課題の整理と支援を行っている。

<関連情報>

- 2014年3月末までに「地域福祉(支援)計画」の策定終了の自治体、41都道府県(87.2%)、1,149市町村(66.0%)となっている(2014年3月31日・厚生労働省調べ)。

(担当局：生活福祉局)

15.子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもの豊かな育ちの環境の確立

(1) 地方自治体は、地方版「子ども・子育て会議」において、以下の点に留意しつつ、新制度の実施状況をチェックする。

＜事業計画上、特に明確にすべきこと＞

- ① 結婚や出産は当事者の選択であり、国や行政が介入すべきではないことを基本に、保護者が安心して産み育てられる条件や、子どもが健やかに育つ環境の整備が社会の責任であること。
- ② 障がい児など特別な支援が必要な子どもを含め、すべての子どもが対象であること。
- ③ 子どもの安心、健やかな成長のため、「質の確保」と、その上で、定義として幼稚園教諭・保育士等の労働条件と職場環境の改善（正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置等）が必要であること。
- ④ 放課後児童クラブ（学童保育）の増設、保育の質の改善、放課後児童支援員等の労働条件改善をはじめ、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の拡充が必要であること。
- ⑤ 市町村の事業計画において、多様な子ども・子育て支援を進めるため、地域における子育て支援を担っている児童館や子育て支援センターの役割について評価し、整備を進める必要があること。

(2) 地方自治体は、すべての私立幼稚園が新制度に移行できるよう取り組みを進める。

(3) 小学校就学前の子どもの育つ環境が、保護者の就労や経済状況などによって異なることなく、すべての子どもに対するより良い保育・教育環境を確保する。そのため地方自治体は、インセンティブを設けつつ、既存の保育所および幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行を促進する。

(4) 地方自治体は、応諾義務について、保護者との日常的なトラブルや、保育料の滞納があること等を「正当な理由」として受入拒否することは認めないなど、施設が受け入れ義務を果たすよう、厳格に運用する。

(5) 地方自治体は、保育の必要性の認定について、保育を必要とするすべての人が認定されるような運用とする。ダブルワークや、短時間労働と求職活動を行っている人などさまざまな実態がある中で、「その他市町村が定める自由」により幅広い事由を認める。

(6) 地方自治体は、「上乗せ徴収」（英会話教室・ダンス教室受講料等）について、支払いを求める場合は「保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない」とはされているものの、「質の向上」を理由に際限なく徴収できること

になってしまうため、上限を設定する。

- (7) 地方自治体は、「実費徴収」（日用品・文房具代、行事参加費等）について、際限なく徴収できることになってしまうため、具体的な項目を提示するなど、制限を設ける。その上で、経済状況に関わらず保護者が施設を選択・利用でき、子どもが平等に教育・保育を受けられるよう、一定所得以下の世帯への配慮を行う。
- (8) 地方自治体は、幼稚園の利用料については、現行の利用料を上回ることがないよう、市町村の単独事業による補助を継続する。
- (9) 地方自治体は、給付の実施主体である市町村が給付の対象となる施設・事業者を確認する。施設の運営基準の順守に向けて地方自治体が指導監査を行う。施設設備の状況や運営基準に向けては、地方自治体は立ち入り検査、勧告・措置命令取り消しなどを行う。そのためには、しっかりとした人員体制を整える。
- (10) 市町村は条例改正を行い、3歳児に係る職員配置の20：1から15：1への改善のための加算措置を確実に行う。その他の区分を含め、地方単独予算により実質的な職員配置の改善、職場環境の改善、研修機会の確保に努める。
※公立保育所についても、地方財政計画において、職員配置の改善がされていることに留意し、改善を進める。
- (11) 地方自治体は、処遇改善加算については、すべての施設で、処遇改善加算が申請されているか、確認を行う。その結果として、給与改善が確実に実施されているかどうか、確認する。公立保育所については、臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用の安定化を進める。
- (12) 地方自治体は、地方版「子ども・子育て会議」に労働者代表を参画させる。
- (13) 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置の徹底や児童相談機関等の機能強化、また、里親制度の普及ならびに施設におけるケア形態の小規模化をはかる。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、ニーズ調査の結果を踏まえ、事業量の見込み等が検討課題となることから、引き続き地方版「子ども・子育て会議」において地方自治体の事業計画作成や条例制定状況をチェックする。
- 地方連合会は、地方自治体における地方単独事業の予算が十分に確保されるよう、組織内議員と連携して地方議会への働きかけを行う。
- 地方連合会は、児童虐待防止や子どもの貧困対策に積極的に取り組む。

<関連情報>

- 内閣府「子ども・子育て支援新制度」のページ

<地域における取り組み事例>

地方連合会における取り組み例

- 「東京都子供・子育て会議」に連合東京の副事務局長が参画し、「計画策定・推進部会」の中で事業計画を協議している。区市町村の「子ども・子育て会議」には、連合推進委員が参画しており（2014年4月17日現在17名）、連合東京と情報交換会（23区・三多摩）を開催した。審議会委員のほか地協・地区協の役員も出席し、子ども・子育て会議を通して明らかになった課題について、地域の政策としてとりまとめ各自治体に要請していく。審議会を設置していない自治体に対しては、引き続き設置と連合推薦委員の参画を求めていく。連合東京 子ども・子育てへの取り組みとして、2015年に政策制度を策定するため、2014年6月東京都要請→8月回答→10月再要請→11月政党・経営者団体要請→2014年3月予算確定。
- 連合愛知は、愛知県に対し「地域での子育て相談や支援を充実させる『地域子育て支援センター』の未設置市町村の解消と、1か所のみを設置となっている市町村での設置拡大を支援すること。県内すべての自治体への『子ども子育て会議』の設置を促進するとともに、同会議への労働者代表の参加及び事業計画の策定を促すこと」を盛り込んだ2013-2014年重点要望書を提出した。平成26年度当初予算行政施策に、①地域子育て支援事業に係る「事業費の補助」及び「整備費の補助」を行う（保育緊急確保事業費補助金）、②「子ども・子育て会議」未設置の市町村に設置を促していく（市町村に対する助言指導）こと等が反映された。
- 連合大阪は、第12回執行委員会（2014年10月16日）で「連合大阪2015年度重点政策に関する当面の取り組み」について提案し、その取り組みの一環として、次年度から新制度が施行される「生活困窮者自立支援制度」および「子ども・子育て支援新制度」について、支援施策の充実、強化に向けて自治体への重点要請を、地域・地区協議会へ依頼した。また、「子ども・子育て支援新制度」については、利用者負担を定める条例化等の取り組みと合わせて推薦議員への働きかけを依頼した。連合大阪として民主党大阪府連へ要請を行った。

参考：連合大阪 福祉・医療・子育て支援施策

*** 「こども総合計画(仮称)」について**

①子ども・子育て支援新制度への移行

2015年度からスタートする大阪府子ども総合計画（仮称）を策定するにあたり、ニーズ調査結果を踏まえ、新制度前の保育時間・質を新たな負担なく保障される計画となるよう策定すること。また、市町村の事業計画策定における進捗状況についても把握し、連携を強化すること。

②市町村間の連携強化と事業支援

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、市町村の区域を越えた当該市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、地域の実情に応じ広域的な見地から、大阪府として協議及び調整の役割を果たすこと。また、公立児童施設の運営費、保育料の減免、保育士の加配など市町村単独事業が支援できるような予算措置を講じること。

③待機児童の解消

市町村が策定する事業計画において、すべての子どもに育成環境を保障することや、待機児童の解消、放課後児童クラブの充実、保育士・幼稚園教諭などの処遇改善策について明示され、利用者負担の軽減を図る適切な公定価格が設定されるよう、大阪府として把握・指導すること

参考：連合大阪 子ども・子育て支援新制度に関する取り組み要請 ひな形

2014年 月 日

自治体名

〇〇 〇〇 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会 長 山 崎 弦 一

〇〇地域協議会

議 長 〇 〇 〇 〇

〇〇地区協議会

議 長 〇 〇 〇 〇

子ども・子育て支援新制度に関する取り組み要請について

日頃より市政運営のご尽力に心から敬意を表します。

さて、平成24年8月に子ども・子育てにめぐる様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」が成立しました。また、この法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域での子育て支援の拡充をはかる「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタート致します。

子どもが安心して地域で育つことができるよう、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるような支援策の実現を図ることが重要であります。

つきましては、子ども・子育て支援新制度の充実ならびに条例化等に向けて、以下の項目に関して取り組みを要請致します。

記

1. 保育の必要性の認定について

(1) 保育の必要性の認定について、ダブルワークや短時間労働と求職活動を行っている人など様々な実態がある中で、「その他、上記に類する状態として市町村が認める場合」により幅広い事由を認めること。

(2) 優先利用について、「その他市町村が定める事由」により保護者が障がい等を有する場合も認め、また、幼稚園教諭、保育教諭、保育士だけでなく、放課後児童クラブ指導員の子どもも対象とすること。

2. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営について

(1) 内容及び手続の説明及び同意

・ 職員の免許・資格の保有状況、常勤・非常勤の別、経験年数・勤続年数、離職率なども明確に記載し、利用申込者に公表すること。

(2) 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等

・ 応諾義務を厳格に運用する。保護者との日常的なトラブルや、保育料の滞納があること等を「正当な理由」として受入拒否することは認めないこと。

(3) あっせん、調整及び要請に対する協力

・ 「あっせん」・「調整」・「要請」の概念を明らかにし、特別な理由なく施設が協力しない場合は市町村の実施責任を発揮できるようにすること。そのため、「できる限り」という表現は盛り込まないこと。また、施設が「措置」された子どもを受け入れることを明確にすること。

(4) 利用者負担額等の受領

・ 「上乗せ徴収」について、支払いを求める場合は「保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない」とはされているものの、「質の向上」を理由に際限なく徴収できることになってしまうため上限を設定すること。

・ 「実費徴収」について、同様に支払いを求める場合は「保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない」とはされているものの、「便宜に要すること」を理由に際限なく徴収できることになってしまうため、具体的な項目を提示するなど制限を設けること。

・ 4項の五「前四号に掲げるもののほか、…」は基本的に盛り込まない。盛り込む場合はより具体的な項目を提示するなど、制限を設けること。その上で、経済状況に関わらず保護者が施設を選択・利用でき、子どもが平等に教育・保育を受けられるよう、一定所得以下の世帯への配慮を行うこと。

(5) 勤務体制の確保

・ 幼稚園教諭・保育士等の処遇（社会保険の適用や常勤・非常勤の均等・均衡処遇等を含む）と職場環境の改善、研修機会の確保に努める。

3. 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営について

(1) 職員の数等

・消費税率の10%への引上げに伴う0.7兆円の財源の範囲で設けられ、3歳児に係る職員配置の20:1から15:1への改善のための加算措置を十分に周知すること。また、その他の区分を含め、地方単独予算により実質的な職員配置の改善に努めること。

(2)園舎に備えるべき設備

・食事の提供について、年齢や規模に関わらず外部搬入は原則認めず、すべて自園調理とすること。

4. 家庭的保育事業等の設備及び運営について

(1)職員 ※小規模保育B型、小規模型事業所内保育共通

・職員の免許・資格の保有状況を利用申込者に公表すること。
・A型移行のための加算措置を十分に周知するとともに、全員が免許・資格を取得できるよう支援を行うこと。

(2)設備の基準（事業所内保育のみ）

・社員食堂の活用も可能とされているが、乳幼児に食事を提供し、アレルギーなどの個別対応も必要となることから、安全・衛生面の確保について厳重なチェックを行うこと。

5. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営について

(1)設備の基準

・「おおむね1.65㎡以上」は原則確保すること。その上で、「質の向上」のため、また、対象年齢が拡大することもあり、子どもの成長を考慮しつつ、改善に努めること。
・専用区画はカーテンやパーテーションではなく明確な仕切りによる空間を確保すること。

(2)放課後児童健全育成事業者の知識及び技能の向上等

・職員の処遇（社会保険の適用や常勤・非常勤の均等・均衡処遇等を含む）と職場環境の改善、研修機会の確保に努めること。

(3)職員

・従事する者が全員の資格者となるように努めること。
・「おおむね40人以下」は原則確保すること。その上で、「質の向上」のため、また、対象年齢が拡大することもあり、子どもの成長を考慮しつつ、改善に努めること。

(4)運営規程

・職員の免許・資格の保有状況、常勤・非常勤の別、経験年数・勤続年数、離職率などを利用申込者に公表すること。

(5)職員の経過措置

・都道府県知事が行う研修の修了予定者の状況を利用申込者に公表すること。

以 上

(担当局：生活福祉局)

16. 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用

(1) 地方議会は、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）における、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制の構築等に向け、国に求める意見書（決議）の採択を行う。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、連合本部が作成した要請書ひな型等（各地域の実情等にもとづき、趣旨が変更されない範囲で適宜文言修正）を活用し、地方議会に対し、意見書（決議）の採択を行うよう求める。

<関連情報>

- 2015年4月16現在、6県議会、51市議会、42町議会、6村議会で意見書（決議）が採択されている。

※県の○は採択 △は取り組み継続中、×は不採択 -は不明（2015/04/21現在）

地方連合会名	県	市	町	村	
北海道	-	留萌市、旭川市、室蘭市、芦別市、士別市、歌志内市、伊達市	八雲町、福島町、和寒町、厚沢部町、上川町、中川町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、安平町、平取町、浦河町、上士幌町、新得町、幕別町、豊頃町、本別町、標茶町	中札内村	
岩手	○				
秋田	×	鹿角市、潟上市、男鹿市、秋田市、北秋田市、にかほ市、大仙市、仙北市、横手市、由利本荘市	小坂町、藤里町、八峰町、井川町、五城目町、羽後町、八郎潟町、三種町	大湯村、上小阿仁村、東成瀬村	
群馬	△	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市	大泉町、中之条町、玉村町、みなかみ町		
長野	○				
静岡	○				
愛知	○	岡崎市、大府市、岩倉市、名古屋市、稲沢市、弥富市、津島市、豊田市、みよし市、西尾市、安城市、豊川市、田原市	大口町、幸田町		
新潟	×		津南町		
奈良	○	大和郡山市	大淀町		
和歌山	-		湯浅町		
兵庫	○	養父市、小野市、朝来市、豊岡市	美方郡滝温泉町、多可郡多可町		
広島	×				
徳島	×	徳島市、阿南市			
大分	×	大分市、由布市、別府市、杵築市、日田市、佐伯市	九重町、玖珠町		
宮崎	△				
沖縄	-	与那原町、西原町	大宜味村、読谷村		
		6 県議会	51 市議会	42 町議会	6 村議会

<地域における取り組み事例>

地方連合会における取り組み例・連合兵庫

- 連合兵庫は、県議会等に対し、意見書（決議）採択を求める要請行動を実施。結果、2014年12月12日に兵庫県議会で「年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書」が採択された。

意見書 第94号

年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活をしている。特に、高齢化率の高い地域では県民所得の約17%、家計の最終消費支出の約20%を占めるなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

国では、本年6月に改訂した日本再興戦略において、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対して、少子高齢化社会においても年金制度を維持していくために、年金積立金の運用の見直しを求め、GPIFは10月末に株式や債券等の運用資産の構成割合の見直しを行ったところである。

言うまでもなく、年金積立金は、高齢者の生活の安定のために使われる国民の貴重な財産であり、その運用は、厚生年金保険法等の規定により、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこととされている。

よって、国におかれては、金融市場の動向に細心の注意を払うとともに、GPIFが行う年金積立金の運用に対し、被保険者の意向を踏まえて、これまで以上に厳格な監視等を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月12日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

様

内閣官房長官

総務大臣

厚生労働大臣

兵庫県議会議長 梶谷忠修

地方連合会における取り組み例・連合北海道

○ 連合北海道は、道議会等に対し、意見書（決議）採択を求める要請行動を実施。結果、2014年12月10日の八雲町議会をはじめ、27の市町村で採択された。

参考：北海道八雲町議会 意見書

年金積立金の専ら被保護者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めている。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになる。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。
- 3 GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日

北海道二海郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

〇〇県（市町村）議会

2015年 月 日

議長 〇〇 〇〇 様 など

様

日本労働組合総連合会〇〇県連合会

会長 〇〇 〇〇

**年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する
意見書（決議）の採択を求める要請書**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は当〇〇県連合会の活動に対しまして、ご高配を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

しかし、グリーンピア問題や年金記録問題、厚生年金基金問題等により国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60%前後で推移しています。未納者・未加入者は約305万人で、将来、無年金・低年金となり生活困窮に陥る可能性が高いと予想されています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、「公的・準公的資金の運用等の在り方」についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での改革を求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方向的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、2015年●月の貴議会において別紙の内容を柱とする意見書を採択の上、国会および関係行政庁に提出くださいますよう、要請申し上げます。

敬具

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方向的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと。
2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。
3. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

2015年 月 日

〇〇議会

議長 〇〇 〇〇

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 山崎 正昭 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

(担当局：生活福祉局)

<国土・住宅、交通・運輸政策>

17. 安全・安心の住まいとまちづくりの推進

- (1) 地方自治体は、既存社会資本の長寿命化・老朽化対策にあたっては、必要な財源確保をはかる。
- (2) 地方自治体は、地域住民の合意を得た上で、防災・生活・安全・交通・観光に関連した社会資本を、労働環境や自然環境に与える影響に配慮し、人口減少および高齢社会に対応する観点から、優先順位をつけた上で効率的に推進する。
- (3) 地方自治体は、省エネ・低炭素社会の実現に向けて、環境・耐震・ユニバーサルデザイン等に適応した住宅や設備に対する税制優遇や費用補助を拡大する
- (4) 地方自治体は、増え続ける空き家が、周辺の住宅や住民に影響を及ぼさないよう対策を強化する。
- (5) 地方自治体は、電気・ガス・上下水道・情報通信などのライフラインの基幹設備や管路および主要幹線道路や橋梁を耐震化するとともに、誰にでも確実に防災情報が届く「防災情報伝達システム」を整備し、高い防災性を備えたまちづくりを推進する。

<地域における取り組み事例>

地方連合会における取り組み例

- 連合神奈川は、社会インフラの安全性確保のため橋・トンネル・道路・市営水道等の点検維持管理を計画的・継続的に実施するとともに、特に、劣化箇所の修繕、耐震化工事を最優先で実施することを求めてきた。
 - ① 橋梁の耐震対策については、緊急輸送路等にある橋梁などの「重要橋梁」の地震対策が99%完了した（横浜市）。
 - ② 緊急輸送路に架かる橋梁や、落橋により二次災害の恐れのある跨線橋など、優先度の高い124橋を選定し、9割以上にあたる122橋の耐震対策が完了した（川崎市）。

- (6) 地方自治体は、国が策定した「交通政策基本計画」に基づき、交通・運輸産業に従事する労働者代表や利用者、地域住民の意見反映により計画を策定する。また、交通・運輸政策を担当する専任者を配置するなど、人材を育成・確保する。

(担当局：社会政策局)

<教育政策>

18. 教育の機会均等と「貧困の連鎖」防止、労働教育・社会教育の推進

- (1) 地方自治体は、働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任などに関する知識を深め活用できるよう、カリキュラム化を推進する。また、労働組合

役員やOB・OGなど外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定する。

- (2) 地方自治体は、「貧困の連鎖」を防ぎ、家庭の経済状況の格差が教育の格差につながらないように、社会的共通資本である教育は原則として無償とし、すべての子どもが学ぶための教育機会の保障と環境整備を推進する。
- (3) 地方自治体は、就学援助制度を維持・拡充するとともに、援助が必要な家庭に漏れがないよう準要保護者への援助基準を明確化する。また、新設された給付型奨学金を拡充することにより、公的奨学金制度を充実させる。
- (4) 地方自治体は、学校統廃合や小中一貫教育学校の設置を行う際には、学校が地域のコミュニティの拠点となっていることを踏まえ、保護者や地域住民の意見・要望を聞いた上で慎重に検討する。
- (5) 地方自治体は、いじめ・体罰問題の解消に向けて、養護教諭を複数配置するとともに、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーをすべての小・中学校に常勤配置する。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して学用品や学校給食費、PTA会費などの援助を行っている就学援助制度について、生活保護基準が下がったことにより、これまで就学援助を受けていた世帯が支給対象から外れていないかなど、実態を把握する。なお、対象とならなくなった子どもについて、対象とするよう予算の確保を求める。
- 2015年1月から3月にかけて、地方連合会は教育委員会に対し、学校における労働教育の充実を働きかけるとともに、教員がロールプレイやワークショップなどの手法を研究する、あるいは出前講座を受け入れるための時間を確保するなど、働くことの意義や知識を学び活用するための条件整備を行うよう求めた。今後も、定期的に教育委員会との意見交換の場を設定し、労働組合役員やOB・OGなど外部講師による出前講座や職場見学の機会などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を設定するよう求める。

<地域における取り組み事例>

地方連合会における取り組み例

- 2015年1月、連合奈良は奈良県教育長への要請を行った。その結果、高等学校における現代社会に労働教育を組み入れる学習プランを検討することや、学年集会や学校集会で出前講座を受け入れるとの回答があった。
- 北海道、群馬県、新潟県、愛知県、滋賀県、大阪府、鳥取県、香川県、佐賀県などでは、地方連合会が単独または経営者団体、NPOなどと協働し、高等学校・大学で「働くことの意義」や「ワークルール」に関する出前授業を行っている。

- 連合北海道、連合静岡、連合大阪では、学生（連合大阪の場合は小学生）などを対象に、連合加盟組合の組合員や職場の協力を得て、「働くこと」について伝える取り組みを行っている。
- 【連合北海道「就活応援セミナー」】（※『月刊連合（2012年8月号）』に詳細記事あり）
 - <第1回（2011年）報告>
http://www.rengo-hokkaido.gr.jp/report/2011120502_seminar-shukatsu.html
 - <第6回（2013年）報告>
http://www.rengo-hokkaido.gr.jp/report/2013120701_shukatsu6th.html
 - <YouTube>
<http://www.youtube.com/>（※「連合北海道就活応援セミナー」で検索）
- 【連合北海道「就活&入社後応援Cafe」】
http://www.rengo-hokkaido.gr.jp/report/2013062401_cafe-shukatsu.html
<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=375>
- 【連合北海道「酪農業（一次産業）を支える若者雇用応援シンポジウム」】
（※『月刊連合（2014年4月号）』に詳細記事あり）
 - <第1回（2013年）報告>
http://www.rengo-hokkaido.gr.jp/report/2013103101_sympto-dairyfarming.html
 - <第2回（2014年）報告>
<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=326>
- 【連合静岡「静ジョブ」】
（※「連合静岡 静ジョブ」で検索。全5回シリーズ）
<http://blog.goo.ne.jp/rengo-shizuoka/e/0644e1e809d43a059c58223f03c35a43>
- 【連合大阪「Kids職場見学会」】
（※『月刊連合（2011年1月号）』に詳細記事あり）
 - <第2回（2006年）報告>
<http://www.rengo-osaka.gr.jp/whatsnew/data/060823.html>
 - <第8回（2013年）報告>
<http://www.rengo-osaka.gr.jp/whatsnew/data/130810-22.html>
- 鳥取県では、連合鳥取の監修で、働くことの基礎的な知識やルールなど社会人として知っておくべき最低限のマナーなどをまとめた新社会人向けハンドブック『THE 社会人』を発行。また、連合鳥取、鳥取県経営者協会、鳥取県教育委員会の連携で『THE 社会人』の「基礎編」を作成。高校生向けに働く前に知っておく義務と権利をわかりやすく解説した冊子で、鳥取県教育委員会を通じて、鳥取県内の高校生全員に配布。
（※『THE 社会人』、『THE 社会人（基礎編）』のいずれも、鳥取県労福協ウェブサイトからPDFデータをダウンロード可能。<http://tottori.rofuku.net/>）

（担当局：社会政策局）

<環境政策>

19. 環境保護と経済発展の両立

- (1) 「環境保護」と「経済発展」を両立させ、自然と共生できる「グリーン経済」への転換をはかる。なお、経済・社会の変化が、雇用へ悪影響を及ぼさないよう必要な対策（公正な移行）を講ずる。【地方自治体、経済団体】
- (2) 企業の環境対策を促進するため、環境対策に関連した技術・事業・産業の育成・支援を強化する。また、生活における省エネの推進など、国民の環境意識を高め、家庭・地域等での環境問題に対する取り組みを強化する。【地方自治体、経済団体】
- (3) CO₂に関する森林吸収源対策を強化するため、森林整備にあたっては施業の集約化や路網の整備と機械化、木材市場や加工工場の集約、国産材利用の促進等、川上から川下まで一貫した対策を支援することで生産性の向上を図り、事業として成立する環境をつくる。また、間伐材などの木質バイオマスとしての利用を促進し、CO₂削減や山村の経済活性化をはかる。【地方自治体】
- (4) 2014年に成立した「水循環基本法」を踏まえ、水循環の流域管理の実効性を高める計画を策定・改定する。安全・良質な飲料水の供給と水環境の保全を目的に、水源から各戸に至る総合的な水質確保対策を推進する。また、節水型社会をめざし、雨水・再生水の利用を推進する。【地方自治体】

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方自治体における部門ごとの省エネ・節電の取り組みの内容や実績を精査し、不十分な場合には内容の充実を求めるとともに、地域における「環境教育」を推進する。
- 都道府県による地域での環境政策推進のための市区町村への補助制度の充実を求める。

<地域における取り組み事例>

連合本部における取り組み例

- 連合本部は、2014年（1～12月）に取り組んだ環境保全・節電などに関する活動のアイデアを「連合エコ大賞2014」として公募し、優秀なアイデアについて表彰するとともに、環境保護・節電の啓発を行った。
- 連合本部は、連合のホームページ内の「エコライフ21」の専用ページにおいて、連合の省エネ・節電政策について周知・広報を行っている。また、20の地方連合会のホームページ（トップページ）に「エコライフ21」へのリンクバナーを掲載いただいている。
- 第86回メーデー中央大会において、連合の「エコライフ21」の啓発ブースを設け、夏・冬の節電の取り組みや、環境保護についてメーデー参加者に広報活動を行った。

（担当局：社会政策局）

＜食料・農林水産政策＞

20. 食料自給力の向上と食育の推進

- (1) 食品関連事業者における消費期限・賞味期限の適切な設定ならびに流通現場における納入期限・販売期限に関する運用ルールの見直し、消費者に対する啓発の推進、フードバンクへの支援などを通じ、食料廃棄の削減をはかる。
- (2) 「食育基本法」にもとづく「食育推進基本計画」の達成に向け、食について考える習慣や、食に関する様々な知識、地産地消、食を選択する判断力を身に付けるための食育を一層推進する。

＜地方連合会における具体的な取り組み＞

- 地産地消の推進などを通じた食料自給の向上に向け、地域特性に応じた取り組みを推進することを求める。また、「食育基本法」で努力義務とされている「都道府県食育推進計画」の策定ならびに実施を求める。
- 「連合エコライフ 21」の「環境にやさしい 10 の生活」に掲げる、“食品廃棄・ロスをなくそう”、“国産および身近な地域でつくられた食品や製品を選ぼう（地産地消）”に関する啓発運動の展開（労働組合の自主的な取り組みとして紹介）。

＜地域における取り組み事例＞

構成組織における取り組み例

- フード連合は「食」を大切にする運動を組織内外に展開していくために、ドギーバッグや啓発カードなどを活用し、「食べ残しゼロ」運動を推進している。→ <http://www.jfu.or.jp/tabenokoshi-zero/index.html>



(担当局：社会政策局)

21. 農林水産業の成長産業化と地域の活性化の推進

- (1) 国土保全、地球環境保全、生物多様性保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの農山漁村・農林水産業の多面的機能のさらなる発揮を促進する。
- (2) 将来にわたり、農林水産業の維持・発展を推進していくために、次世代を担う若者をはじめとする国民に対し、産業の重要性・魅力などに関する理解促進をはかるとともに、産業に不可欠な、教育・資格・政策など関連する行政機関の横断的な協力体制を構築する。
- (3) 中山間地域の活性化と国土の均衡ある発展、環境と景観の保全、都市と農山漁村の交流の推進のため、Iターン、Jターン、Uターンなどにより地方で生活したい人のための基盤や受け入れ体制の整備に努める。

<参考資料>

- 香川県大学生等奨学金制度（Uターン就職すれば奨学金の返済を免除）
→ <http://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/koko/tuition07.html>
- しまね UI ターン総合サイト（UI ターン者向けの空き家情報提供サイト）
→ <http://www.kurashimanet.jp/house/akiya.html>

（担当局：社会政策局）

22. 林業の持続可能な産業基盤の確立と森林整備・保全対策の積極的な推進

- (1) 森林所有者の明確化、森林施業の集約化、路網整備などを着実に推進するとともに、地方自治法施行令による特定随意契約を参考にしつつ、地域の事業者が優先的・安定的に事業を受注できる発注方式（随意契約）への変更を通じて、地元の雇用を守り、山村地域の振興をはかる。
- (2) 管理が行き届かない森林を適切に保全するために、条件不利地域や不在村所有森林など集約化が困難な森林の公有化を促進する。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 「食料・農業・農村基本計画」や「森林・林業基本計画」、「水産基本計画」にもとづき、地域における各計画の策定および実施を求める。また、その際、事業者やNPO・NGOなど多様な主体の協働がはかられるための環境整備をはかる。
- 「連合エコライフ 21」の「環境にやさしい 10 の生活」に掲げる、“紙や木材製品を買う時は国産材・間伐材のものを選ぼう”に関する啓発運動の展開（労働組合の自主的な取り組みとして紹介）。

<参考資料>

- 里地・里山の現状と課題（環境省作成資料）
→ https://www.env.go.jp/nature/satoyama/conf_pu/21_01/shiryo3.pdf

<地域における取り組み事例>

地方連合会・構成組織における取り組み例

- 全国 69 の地方連合会・構成組織及び単組が、「森の町内会」間伐サポーター団体に登録し、「間伐に寄与する紙」を選択・使用している。→ <http://www.mori-cho.org/>



（担当局：社会政策局）

<消費者政策>

23. 消費者の視点に立った消費者政策の推進

(1) 地方消費者行政の組織体制の充実ならびに機能強化をはかる。

- ① 地方自治体は、閣議決定された消費者基本計画に基づき、地方消費者行政の推進に向け、消費者の身近な相談窓口として消費生活センターをすべての地方自治体に設置し、自治体規模に関わらず質の高い消費者行政サービスが受けられる組織体制の充実をはかる。

<関連情報>

- 2015年3月に閣議決定された消費者基本計画は、5年間で取り組むべき6つの施策を掲げ、その1つに「消費者行政の体制整備」を挙げている。2015年夏からは、3桁の消費者ホットライン「188」が運用予定であり、相談窓口の周知と運用体制整備が必要とされている。
→ http://www.caa.go.jp/adjustments/pdf/150324adjustments_1.pdf
- 消費生活センターを設置している自治体数は、前年比2.3%増だが49.3%と全自治体の半数を満たさない。
- 相談窓口を設置している市区町村は、99.8%と高水準になっているが、相談員が配置されている相談窓口は60.9%であり4年連続減少している。また、人口規模が小さい程、相談員の配置率が低い傾向にある。

- ② 消費者生活相談員の確保や雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実など機能強化をはかる。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方自治体における消費生活センターの有無を調査し、無い自治体については、設置を求める。また、相談員の確保、雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実を求める。
- 都道府県・政令指定都市と庁、及び地方公共団体間が意見・情報交換を行う消費者行政ブロック会議を毎年継続して行うことを求める。
- 改正消費者安全法に基づき、地方自治体が、消費者安全確保地域協議会を組織し、多様な主体が参画できる体制整備することを求める。
- 「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」については、労働組合として地方退職者連合と連携をはかりつつ参画を求めていく。また、見守りなど地域で活動する「消費生活協力員」や「消費生活協力団体」の育成・確保をはかる。

<関連情報>

- 相談員の雇用形態について、非常勤職員が76.8%であり、前年比より16名増加している。また、非常勤職員の相談員の1時間あたりの平均報酬額は、5年間で55円しか増額していない。雇用期間については、1年が87.51%であり、更新回数制限なしが、82.9%となっている。資格を保有している相談員は、78.1%となっている。
→ 「地方消費者行政の現状・ポイント」
<http://www.caa.go.jp/region/pdf4/genkyo26point.pdf>

- ③ 地方自治体は、自立かつ持続的な消費者行政の運営を可能とするための基盤整備を強化する。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方自治体に対し、「国と地方のコラボレーションによる先駆的プログラム」を継続的に活用し、あらゆる消費者問題に関する施策の実施を求める。
- 地方消費者行政推進交付金を活用し、地方消費者行政の自立的運営を求める。

<関連情報>

- 2014年度の全自治体の消費者行政予算は、28.8%が「地方消費者行政活性化基金」に依存している。また、消費者行政予算のない市町村区は231(13.4%)となっている。
→「2014年度 地方消費者行政の現況調査 消費者行政予算について」
<http://www.caa.go.jp/region/pdf4/genkyo26yosan.pdf>
- 2015年度より地方消費者行政活性化交付金が、地方消費者行政推進交付金と名称が変更となり、地方消費者行政の自主財源充実をはかることとされた。

- (2) 消費者の自立ならびに持続可能な消費行動の推進につながる消費者教育、広報活動を強化する。

- ① 地方自治体は、「消費者教育推進法」にもとづき、行政、教育機関、民間企業、労働組合など多様な主体の参画をもって、消費者教育を、消費者のライフステージに応じ出前講座や学校教育を他省庁との連携をはかり実施する。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 「消費者教育推進地域協議会」の有無を調査し、設置されていない場合は早期設置を求める。また、労働組合として、地域協議会への参画を求めていく。
- 「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、都道府県消費者教育推進計画に策定しているか調査し、策定しない場合は、策定を求める。
- 「市町村消費者教育推進計画」の策定・実施については、労働者代表としての意見反映のために、地方労福協などと連携をはかりつつ、積極的に参画する。

<関連情報>

- 2015年3月5日に公表された「消費者教育推進会議取りまとめ」では、消費者教育の対象を、幼児期から高齢者までの各段階もにおいて体系的に行われる取り扱われることを明確化された。また、多様な主体の活動の広がりにより消費者教育の取り組みが広がることや、都道府県、市町村との連携の重要性が確認された。
→「消費者教育推進会議取りまとめ」
http://www.caa.go.jp/information/pdf/150305_2.pdf

(担当局：社会政策局)

<防災・減災に関する政策>

24. 自主防災組織と消防団・水防団の体制の強化

- (1) 地方自治体は、防災ボランティアの登録制度を全国に展開させるとともに、防災NPOによる専門家派遣を強化する。
- (2) 地方自治体は、自主防災組織や消防団・水防団への女性の参画を促進するとともに、女性の能力が発揮できるよう環境整備を行う。
- (3) 地方自治体は、自主防災組織や消防団・水防団の役割と意義について、地域住民への意識啓発・広報を行う。
- (4) 地方自治体は、消防団・水防団員が活動するために必要な人数を確保する観点から、団員が所属する企業に対するインセンティブ施策を導入する。
- (5) 地方自治体は、消防団・水防団員の装備品を強化するとともに、処遇改善と訓練の強化を行う。

<関連情報>

- 消防庁は、事業所等の従業員が消防団に入団しやすい環境づくり、消防団員である従業員が消防団活動しやすい環境づくり及び事業所等が所有する防災力の提供等の協力をしている事業所等を「消防団協力事業所」として認定しているが、「協力事業所マークの表示」のみでインセンティブはない。

<地域における取り組み事例>

- 長野県や静岡県は、消防団員の職員がいる事業所に対して、県の税金である事業税を減免する制度を設け、企業や事業所の職員を消防団員とすることの理解を進めている。
- 消防団協力事業所報償金（秋田県能代市）、広報誌広告掲載料免除制度（新潟県糸魚川市）や入札参加資格の加点等の支援を実施している。
- 消防団員優遇支援事業（山梨県南アルプス市）
- ガンバレ消防団応援事業所制度（愛知県瀬戸市）
- 関市消防団サポートプロジェクト（岐阜県関市）
- 高山市消防団応援事業所制度（岐阜県高山市）
- 消防団1日体験プログラム、消防団員募集ポスター（京都市）

（担当局：社会政策局）

<男女平等政策>

25. 雇用における男女平等の推進

- (1) 都道府県労働局は、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントの最高裁判決等を十分に踏まえ、広く事業主・労働者への周知啓発や、相談対応を図ること。
- (2) 都道府県労働局は、雇用均等室の人員の増員および質の向上を図ることため、十分な予算を確保し、相談員等への研修や十分な待遇の確保を図り、法の実効性確保に努めること。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は都道府県労働局に対し、セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメントに関する最高裁判決等を十分に踏まえ、事業主へのその趣旨を活かした対応をするよう要請する。
- 地方連合会は都道府県労働局に対し、雇用均等室の人員の増員および質の向上を図るよう要請する。その際、相談員の量及び質の向上を図るため、研修体制の整備及び、処遇の改善を図るべき旨を強調する。

<関連情報>

- 連合本部は、マタニティハラスメントの最高裁判決に関して談話を発表している。
- 男女雇用機会均等法第9条3項に関する最高裁判決についての談話
http://www.jtuc-rengo.or.jp/news/danwa/2014/20141024_1414113651.html
- 厚生労働省は、最高裁判決を受けて、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する改正解釈通達を各都道府県労働局長宛に発出している。
 - ・ 概要
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kaiseinogaiyou.pdf>
 - ・ 本文
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/000071927.pdf>
- 言葉によるセクシュアル・ハラスメントが懲戒処分に当たるとした判決は下記参照のこと
 - ・ 判決本文
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/883/084883_hanrei.pdf#search=%E3%81%8B%E3%81%84%E3%82%86%E3%81%86%E3%81%8B%E3%82%93+%E5%88%A4%E6%B1%BA
- 厚生労働省のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する指針には、『性的な言動』とは、性的な内容の発言および性的な行動を指し、『性的な内容の発言』には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、『性的な行動』には、性的な関係を強要すること、必要なく身体を触ること、わいせつな図画を配布すること等が、そ

れぞれ含まれます。」と規定されています。詳しくは下記を参照のこと。

- 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/sekuhara_tokekomi_6.pdf

- 連合本部は2014年度、地方連合会に対し、6月男女平等月間において都道府県労働局雇用均等室に要請行動を行うよう要請している。結果については第11回中央執行委員会（2014年8月22日）資料を参照のこと。

（担当局：男女平等局）

26. 男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 地方自治体は、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%にする」の目標達成に向けて、ポジティブ・アクションを促進する。

(2) 地方公共団体が設置・開催する防災・復興会議などへの女性の参画を拡大する。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は都道府県に対し、本庁課長相当職以上に占める女性の割合を2015年度末までに10%とするよう要請する。
- 地方連合会は市区町村に対し、女性の登用促進に向けた取り組みの実施、男女共同参画計画の策定を要請する。
- 地方連合会は地方自治体に対し、地方防災会議の委員に占める女性の割合を一層高めることを要請する。
- 地方連合会は地方自治体に対し、男女共同参画センターが男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、モデル事業の実施および成果の周知を行うよう要請する。

<関連情報>

- 地方公務員管理職に占める女性割合は、都道府県で7.2%、政令指定都市で11.8%、市区で13.1%、町村で12.9%となっている。（内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（2014年度）より）
- 地方公共団体の審議会等の女性委員割合は、都道府県30.3%、政令指定都市で30.9%、市区で25.5%、町村で20.3%となっている。地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移については、下記URLを参照。

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h26/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-01-11.html

- 市区町村防災会議に占める女性委員の割合は、7.3%、となっている。

（担当局：男女平等局）

27. ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- (1) 地方自治体は、2015年4月施行の改正次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届け出について、特に従業員100人以下企業への周知を徹底する。あわせて、次世代認定マーク「くるみん」「プラチナくるみん（特例認定制度）」の周知に努め、子育てサポート企業の認定の取得促進をはかる。
- (2) 都道府県労働局は「両立支援助成金」等に関する周知を行い、企業における子育て支援制度利用の促進に努める。
- (3) 都道府県労働局は、労働者が仕事と介護の両立を図ることができるよう、育児・介護休業制度や介護保険サービス等の周知を徹底する。(担当局：男女平等局)

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、都道府県労働局に対し、労働基準法や男女雇用機会均等法、育児介護休業法等に定められた母性保護規則、妊娠・出産・育児に関する権利について、事業主・労働者に広く周知するよう要請する。
- 地方連合会は、都道府県労働局に対し、特に非正規雇用労働者の産休・育休の取得に関して、事業主に対して就業規則等への規定の整備を促すよう要請する。

<関連情報>

- 改正次世代育成支援対策推進法の改正ポイントは下記 URL 参照
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/dl/kurumin01.pdf
- 両立支援制度の助成金については下記 URL 参照
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/H27yosannann.pdf>
- 5歳以上の家族の介護を行っている男女（在職者及び離職者）に、仕事と介護の両立促進のために必要な地域や社会による支援について聞いたところ、「介護に関する情報の普及啓発」との回答が48.0%。
※みずほ情報総研株式会社「仕事と介護の両立に関する実態把握のための調査研究」（平成21年度厚生労働省委託事業）
- 第一子出産前後の妻の継続就業率・育児休業利用状況（2005～2009年）をみると、正規職員は育児休業による継続就業率が52.9%であるのに対し、パート・派遣は18.0%と低水準にあり、うち育児休業を利用した労働者はわずか4.0%に留まっている。
（出典：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2010年））
- 連合「働く女性の妊娠に関する調査」（2015年2月）によれば、非正規雇用でも妊娠した場合に勤務上の配慮が受けられることを知っている非正規雇用の労働者は47.7%。

(担当局：男女平等局)

28. リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖の健康・権利）の確立

- (1) 地方自治体は、自治体や学校などで行う健康教育において、男女にリプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖の健康・権利）の知識の普及をはかるよう努めること。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は地方自治体に対し、政府の第3次男女共同参画基本計画の基本的考え方に掲げられている、リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖の健康・権利）について、自治体や学校などで行う健康教育等を通じて知識の普及を行うよう、要請する。

<関連情報>

- 健康教育とは、学校における保険の授業において、または市町村が開催する健康教室などの取り組み等で扱われ、自分の身体の状態がわかり、健康の保持、増進のためにどんなことがよいかがわかり、自らケアやコントロールができる状態となることを目指すものである。今回の要請では、こうした教育において、女性の健康や身体に関する決定には、女性自身の主体性が尊重されなければならないこと等について、その知識を普及させるよう要請するものである。

- リプロダクティブヘルス／ライツについては、1995年の第4回世界女性会議の「行動綱領」において確認されている。下記リンクに示した「行動綱領」第IV章 戦略目標及び行動 C 女性と健康の94、95パラグラフを参照のこと。

http://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_4th_kodo/chapter4-C.html

- 日本が批准している女性差別撤廃条約の第16条e項も、リプロダクティブライツに関する条項となっている。

【女性差別撤廃条約】

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(担当局：男女平等局)

<政治改革>

29. 地方議会の活性化と投票しやすい環境の整備

- (1) 都道府県・市区町村議会は、議会の基本理念、議員間討議による合意形成、政策機能の強化、住民参加、情報公開徹底などを明記した議会基本条例を制定する。
- (2) 都道府県・市区町村議会は、勤労者の議員兼務や住民の傍聴を促進するため、夜間・休日など多様な開催形態を検討する。また首長による地域住民対話集会を開催する。
- (3) 都道府県・市区町村選挙管理委員会は、投票率と利便性の向上のため、投票所（期日前投票を含む）を、頻繁に人の往来がある施設に設置する。
- (4) 都道府県・市町村選挙管理委員会は、インターネットを利用した選挙運動について、政党・候補者および有権者の理解と活性化をはかる。
- (5) 地方自治体は、障がいのある人がより投票しやすくするため投票所案内はがきや投票用紙などの点字化、投票所のバリアフリー化、投票所への移動の保障を行う。
- (6) 地方自治体は、不正・トラブル防止、機器選定の公平性・透明性、政党・候補者名の画面表示の公平性を確保しつつ、電子投票制度の導入をはかる。
- (7) 地方自治体は、首長・議会議員選挙における記号式投票の採用を拡大する。

<地方連合会における具体的な取り組み>

- 地方連合会は、各地方議会の先例を参考にしながら、推薦議員を中心に地方議会各党各会派に対して、議会基本条例制定に向けた取り組みと制定過程への広範な住民参加の保障を要請する。
- 地方連合会は、都道府県・市区町村選挙管理委員会および地方自治体に、投票所の設置拡大、投票に関するバリアフリー化、電子投票制度の導入を要請する。

<関連情報>

- 議会基本条例は、2006年5月の北海道栗山町議会での制定以降、都道府県29、政令市13、特別区1、市341、町村187の計571条例が制定されている（2014年9月8日現在）。
- 2002年に施行された電磁気録投票法に基づき、2002年の岡山県新見市長選・市議選を皮切りに、これまで23の選挙で電子投票が実施されている（2013年4月現在）。（総務省HP参照）
- 首長・地方議会議員選挙では、あらかじめ投票用紙に印刷された候補者名に○印をつける「記号式投票」を条例により採用できる。（ただし、点字投票、期日前投票、不在者投票は除く）

（担当局：政治局）

<公務員制度改革>

30. 公正・公平な公務労働の実現

- (1) 地方自治体は、国による地方財政計画の策定や地方交付税の算定にあたっては「国と地方の協議の場」を活用して、決定プロセスの透明化をはかる。

<関連情報>

- 地方交付税の財源保障は、地方自治体に特定の政策意図を押しつけないという中立性や、地方自治体が恣意的に操作のできない指標を算定の基礎として用いるという客観性、個々の団体の財政需要や財政力を的確に測定するという妥当性、算定は極力簡素であるべきという簡索性といった諸原則を満たすことが要請される。国からの人件費削減の要請に応じて地方交付税を増減させることは、これら諸原則のうち中立性に反する。

- (2) 地方自治体における賃金・労働条件の決定は、地方自治の本旨のもと、労使の自主的交渉に基づき決定するよう求める。
- (3) 地方自治体は、地方自治体で働く臨時・非常勤職員の処遇改善、雇用安定をはかるとともに、一時金等の手当が支給可能となるよう地方自治法の改正を国に働きかける。

(担当局：経済政策局)

2016 年度 「地方のてびき」地方創生版

～「地方版総合戦略」推進組織（産官学金労言）への参画のてびき～

この「地方のてびき」地方創生版は、『政府の「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」への当面の対応について』（第19回中央執行委員会確認）に基づいて、地方連合会・地域協議会が、都道府県・市町村に置かれる推進組織に参画する際に必要な情報（地方版総合戦略の概要、推進組織のメンバーとしてチェックすべきポイント、連合の政策反映のポイント）をまとめたものです。

「2016年度 連合の政策・制度実現 地方のてびき」とともに、ぜひご活用ください。

なお、本件に関するお問い合わせ、ご要望につきましては、連合本部経済政策局（jtuc-keizai@sv.rengo-net.or.jp）竹詰・小熊・田村までお願いいたします。

目次

1. 「地方版総合戦略」の策定について……………	71 ページ
1-1 「地方版総合戦略」の策定の根拠……………	71 ページ
[関連情報1] 国のまち・ひと・しごと創生「総合戦略」……………	71 ページ
1-2 「地方版総合戦略」の策定・実施プロセス……………	71 ページ
1-3 「地方版総合戦略」の対象となる政策……………	72 ページ
1-4 地方議会との協働……………	72 ページ
[関連情報2] 推進組織の構成メンバー（徳島県の例）……………	73 ページ
[関連情報3] 「地方版総合戦略」の策定スケジュール（秋田県の例）……………	74 ページ
2. 「地方版総合戦略」のチェックポイント……………	74 ページ
2-1 策定・検証方法に関する項目……………	74 ページ
2-2 個別施策の内容に関する項目……………	75 ページ
3. 連合の政策反映のポイント……………	75 ページ
「まち・ひと・しごと」創生（地方創生）」への対応イメージ……………	77 ページ

1. 「地方版総合戦略」の策定について

1-1 「地方版総合戦略」の策定の根拠

都道府県・市町村は、まち・ひと・しごと創生法第9条および第10条に基づき、2016年3月までを目処に「地方版総合戦略」を策定することが努力義務とされています。「地方版総合戦略」には、当該区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する「基本目標」、基本目標達成のために講ずべき「施策の基本的方向」、講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項（「基本目標における数値目標」、「具体的個別施策」、「個別施策のKPI（重要業績評価指標）」等）を盛り込むことになっています。

《関連情報1》国のまち・ひと・しごと創生「総合戦略」（2014年12月27日閣議決定）

〈基本的考え方〉

- ①人口減少と地域経済縮小の克服
- ②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

〈政策の企画・実行に当たっての基本方針〉

- ①政策5原則（自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視）
- ②国と地方の取組体制とPDCAの整備 ※産官学金労などからなる推進組織の整備

〈4つの基本目標〉

- 基本目標① 地方における安定した雇用を創出する
基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる
基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する

1-2 「地方版総合戦略」の策定・実施プロセス

〈推進組織の設置〉[関連情報2参照]

政府は、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力のもとで、まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進することが重要であるとしています。そのため、「地方版総合戦略」の策定の際には、産（産業界）・官（都道府県・市町村、国の行政機関）・学（大学・高等学校等の教育機関）・金（金融機関）・労（労働団体）・言（メディア）等で構成する推進組織（組織名は自治体により異なる場合がある）を設置し、その方向性、具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見反映をすることを都道府県・市町村に求めています。

連合のめざす「地方分権・地域活性化に関わる政策」を実現するためにも、各地方連合会、地域協議会におかれては、まずは、都道府県・市町村における推進組織の設置状況について確認し、都道府県・市町村から参加の要請があった場合には、積極的に参加してください。

※推進組織が設置されない場合や、設置されたとしても参加の要請がない場合は、都道府県・市町村の商工労働課等を通じて、意見反映の方法等について確認してください。必要に応じて、連合本部から政府の「まち・ひと・しごと創生本部」に対し、当該自治体への働きかけを要請します。

〈起草作業〉〔関連情報 3 参照〕

「地方版総合戦略」は、都道府県・市町村等の自治体が自ら起草することになっています。各地方自治体に設置される推進組織では、「地方版総合戦略(草案)」に対し、それぞれの立場から意見を申し述べることになります。

各地方連合会、地域協議会は、後述する「地方版総合戦略のチェックポイント」を参考にしながら、生活者・働く者の立場からその内容についてチェックし、必要に応じて修正を求めてください。

〈PDCAサイクルの確立〉

「地方版総合戦略」では、2015年度から向こう5年間での成果をめざした取り組みが策定されます。その中では、従来の政策の反省の上に立って、PDCAサイクルを確立することが求められています。したがって、「地方版総合戦略」を策定(Plan)した後は、実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)という一連のプロセスを実行するなかで、必要に応じて「地方版総合戦略」を改訂していくことになります。評価-改善のプロセスでは、1-1で記載した「基本目標における数値目標」、「個別施策のKPI」を基に施策・事業の検証・修正が実施されることになります。

各地方連合会、地域協議会におかれては、推進組織での検証議論に参加するなかで、「地方版総合戦略のチェックポイント」ならびに「地方のてびき」を参考にしながら、施策の妥当性や効果をチェックしてください。その上で、必要に応じて修正を求めるとともに、連合の政策の反映に努めてください。

1-3 「地方版総合戦略」の対象となる政策

「地方版総合戦略」の策定にあたっては、まち・ひと・しごと創生の4つの基本目標に即した施策として、①しごとづくり、②ひとの流れ、③結婚・出産・子育て、④まちづくりに係る各政策分野を幅広くカバーするものであることが求められています。ただし、上記4つの分野の政策をすべて網羅的に策定することが必要な訳ではなく、各地域に固有の地域資源を活用する観点や、地域の経済的・社会的状況に応じて、特定の分野や特定の施策を重点的に推進することは認められます。

とはいえ、「しごとづくり」は、連合の「地域活性化に関わる政策」を実現するための重要分野でもあることから、十分に位置づけられているかを確認してください。

1-4 地方議会との協働〔関連情報 3 参照〕

まち・ひと・しごと創生における「地方版総合戦略」では、「産官学金労言」といった多様な関係者が参画する推進組織の策定・検証プロセスと、地方議会における審議プロセスとが、車の両輪のように連動することが重要とされています。各地方連合会・地域協議会におかれては、組織内地方議員や、推薦地方議員との十

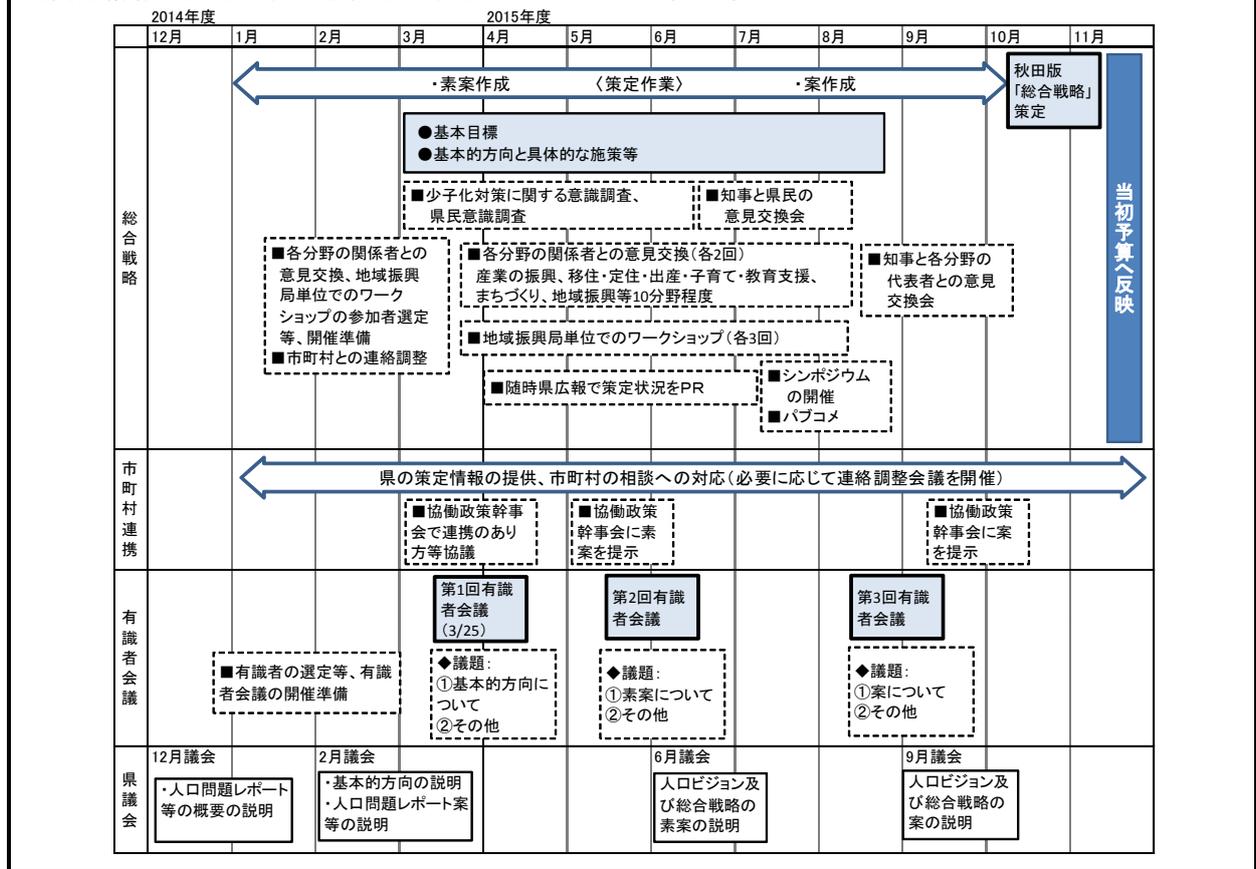
分な連携と情報共有に努めてください。

具体的には、推進組織への参加者を中心に、組織内地方議員、推薦地方議員、または、民主党都道府県連合会との政策学習会の開催や情報交換会の開催などによる、地方議会での審議段階でのチェックや政策・制度実現のための取り組み強化などが考えられます。

《関連情報2》推進組織の構成メンバー（徳島県の例：35名）					
地方創生“拳県一致”協議会					
議長	徳島県知事				
産	商工	徳島県商工会議所連合会会長	金	金融	徳島県銀行協会会長
		徳島県商工連合会会長			日本銀行徳島事務所所長
		徳島県中小企業団体中央会会長			日本政策金融公庫徳島支店支店長
		徳島経済同友会代表幹事			徳島県労働者福祉協議会会長
		徳島県経営者協会会長			
	観光	日本旅館協会徳島県支部支部長	言	報道	徳島新聞社理事社長
		徳島県観光協会理事長			NHK徳島放送局局長
	農林水産	徳島県農業会議会長	地域	NPO法人グリーンパレー理事長	
		徳島県農業協同組合中央会会長		株式会社いろどり代表取締役社長	
		徳島県森林組合連合会代表理事会長		もんでこい丹生谷運営委員会顧問	
		徳島県漁業協同組合連合会代表理事会長		大歩危・祖谷いってみる会会長	
	官	行政	徳島県市長会会長	住民代表	福祉
徳島県町村会会長			子育て		NPO法人子育て支援ネットワークとくしま理事長
学	教育	徳島大学学長	女性若者	働く女性応援ネットワーク会議会長	
		徳島文理大学学長		徳島県総合計画審議会若者クリエイティブ部部会長	
		四国大学学長		徳島県総合計画審議会若者クリエイティブ部副部会長	
		徳島県高等学校長協会会長			



《関連情報3》 地方版総合戦略の策定スケジュール（秋田県の例）



2. 「地方版総合戦略」のチェックポイント

2-1 策定・検証方法に関する事項

連合のめざす「地方分権・地域活性化に関わる政策」を実現するためには、「地方版総合戦略」を効果的・効率的なものにすることが必要です。そのためには、「地方版総合戦略」の策定や検証において、地域独自の課題や特性を踏まえて当該自治体が自ら起案し、産官学金労という幅広い関係者の意見を反映することが重要です。また、個別施策の実践段階においては、地域全体が目的を共有し、目標の達成に対する強いコミットメントが必要です。各地方連合会・地域協議会は、策定・検証方法について、以下のポイントを参考にしてチェックを行い、適宜対応・修正を求めてください。

<チェックポイント>

- 「地方版総合戦略」は、地方自治体が主体的に起草することになっていますが、民間コンサルティング会社に丸投げしていませんか。
- まち・ひと・しごと創生の好循環のためには「しごとづくり」が重要ですが、推進組織に国の職業安定局主管の労働局や職業安定所が参画していますか。
- 「地方版総合戦略」では、画一的なものではなく、地域固有の地域資源や

地域環境を十分に活かすことが求められます。地方自治体は、それらを十分に分析し、推進組織に参画しているメンバーへの共有をはかっていますか。

- 「地方版総合戦略」の実効性を高めるためには、地域の住民相互の理解・納得が重要です。地方自治体は、住民に対する十分な説明を行っていますか。
- 十分に議論するための検討期間が確保されていますか。

2-2 個別施策の内容に関する事項

これまで地域活性化の取り組みが、実効があがってこなかった原因として、過去の反省に基づくものとなっていない、いわゆる箱物に代表されるように政治的な理由によって利権や既得権益を排除しきれていない、中央主導のために地元の事情や特徴を十分に反映できない、縦割り行政の弊害による同様施策の重複、などが指摘されています。そのような観点から、各地方連合会・地域協議会は、以下のポイントを参考にチェックを行い、適宜対応・修正を求めてください。

<チェックポイント>

- 個別施策・事業には、過去に実施され、十分な成果につながっていないものが含まれていませんか。また、過去に「効果が期待できない」等の理由から、地方議会審議で否決されたり、国の審査で棄却されたようなものは含まれていませんか。
- 対象や目的を同じにしなが、事業の内容が、所管する省庁や担当部局が異なる他の事業と重複しているような「縦割りの弊害」はありませんか。
- いわゆる箱物事業が先導し、中長期的なひとへの投資という観点が欠けていませんか。
- 地域の有力者や特定の産業の利権・既得権益を保護・温存することを優先するような施策になっていませんか。
- 十分な効果検証ができないような、単なるバラマキ型の施策になっていませんか。
- 施策・事業を実現するために必要なリソース（ヒト・モノ・カネ）に不足はありませんか？

3. 連合の政策反映のポイント

「地方版総合戦略」の策定・検証においては、これまで連合が求めてきた「産官学金労」の多様な主体の意見を反映することが重要です。地方連合会・地域協議会では、推進組織での議論や地方議会での審議の段階で働く者・生活者の視点から、連合の政策を反映するよう努めてください。

以下、「地方版総合戦略」の対象となる4つの政策分野・基本目標ごとに「2016年度 連合の政策・制度実現 地方のてびき」に掲載している政策の項目と掲載先をまとめましたので、参考としてご活用ください。

なお、更に詳細な連合の政策については、「2016～2017年度 政策・制度 要求と提言」の「地方分権・地域活性化に関わる政策」をご参照ください。

また、4つの基本目標に即した政策分野すべてについて網羅的に政策反映することが必要な訳ではありません。まずは、「しごとづくり」の分野を中心に据えながら、地域の特性社会・経済状況などに応じて、重点的に取り組む項目を決めるなどの工夫が考えられます。

<政策分野に対応した地方のてびき掲載項目>

政策分野 (基本目標)	「地方のてびき」に掲載している項目	掲載頁
①しごとづくり (基本目標) 地方における安定した 雇用を創出する	将来の日本社会を支える若年者に対する実効的な雇用 対策の実現	P. 20
	雇用における男女平等の推進	P. 64
	都道府県労働局・地方自治体における労働行政の強化	P. 12
	求職者・利用者の利便性向上に向けた就労支援・生活 支援の一体的実施の推進	P. 16
	適正な水準への最低賃金の早期引き上げ	P. 21
	公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正 化	P. 22
	すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実	P. 18
	地域の多様な主体との連携強化による産業政策と雇用 創出の一体的推進	P. 7
	地域の関係者の創意工夫を活かした地域雇用対策の推 進	P. 9
	農林水産業の成長産業化と地域の活性化の推進	P. 59
②ひとの流れ (基本目標) 地方への新しい人の流 れをつくる	安全・安心の住まいとまちづくりの推進	P. 55
③結婚・出産・子育て (基本目標) 若い世代の結婚・出産・ 子育ての希望をかなえ る	ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現	P. 66
	子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての 子どもの豊かな育ちの環境の確立	P. 44
	教育の機会均等と「貧困の連鎖」防止、労働教育・社 会教育の推進	P. 55
④まちづくり (基本目標) 時代に合った地域をつ くり、安心な暮らしを守 るとともに、地域と地域 を連携する	切れ目のない医療サービスを提供する体制の確立	P. 36
	利用者の状態像に応じた介護サービスの安定的な提供 と介護人材の処遇改善・専門性の向上	P. 40
	インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み	P. 42
	生活困窮者自立支援体制の確立と生活保護の運営体制 の改善・充実	P. 33

(担当局：経済政策局)

「まち・ひと・しごと創生(地方創生)」への対応イメージ

